

会

議

午前10時0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和4年9月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（滝内久生君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（滝内久生君） 次は、日程により会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番 中村 敦君と5番 矢田部邦夫君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（滝内久生君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、要望活動について申し上げます。

8月3日、国道414号整備促進期成同盟会の要望活動が実施され、名古屋市にある国土交通省中部整備局へ市長をはじめ私が関係市町の方々と出席をいたしました。

次に、市長から「市税の概要」の送付がありました。議席配付してありますので、後ほど

御覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました要望書1件でございます。

公益社団法人日本理科教育振興協会会長、大久保 昇氏から「令和5年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」の写しを議席配付してありますので、御覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐兼庶務兼議事係長（長谷川 薫君）朗読いたします。

下総総第138号。令和4年9月7日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和4年9月下田市議会定例会議案の送付について。

令和4年9月7日招集の令和4年9月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付します。

付議事件。

認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 令和3年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、認第10号 令和3年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について、報第10号 令和3年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第11号 令和3年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、報第12号 債権放棄の報告について、報第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第6号））、議第40号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第41号 下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定について、議第42号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第44号 令和4年度下田市稲梓

財産区特別会計補正予算（第1号）、議第45号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）。

続きまして、下総総第139号。令和4年9月7日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和4年9月下田市議会定例会説明員について。

令和4年9月7日招集の令和4年9月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知します。

市長 松木正一郎、副市長 曾根英明、教育長 山田貞己、会計管理者兼出納室長 鈴木美鈴、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 糸賀 浩、教育委員会生涯学習課長 平川博巳、財務課長 日吉由起美、税務課長 佐藤政年、監査委員事務局長 白井達哉、観光交流課長 佐々木雅昭、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 斎藤伸彦、福祉事務所長 芹澤直人、防災安全課長 佐々木豊仁、建設課長 平井孝一、環境対策課長 鈴木 諭、上下水道課長 土屋武義。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（滝内久生君） 次は、日程により、一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は6名であり、質問件数は15件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番、1つ、カーボンニュートラル、多様性、バリアフリーなど、社会環境の変化に対応する施策について、2つ、今夏の海水浴場運営と利便性の向上について。

以上2件について、2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

2番（中村 敦君） 2番、明政会、中村 敦。議長通告に従い、一般質問の趣旨質問をさせていただきます。

1つ、カーボンニュートラル、多様性、バリアフリーなど、社会変化に対応すべき施策について、1つ、今夏の海水浴場運営と利便性の向上について。

社会は様々に変化していきます。

中でも行政の在り方、まちづくりの在り方の変化の根本の原因は、少子化ゆえの人口減少でしょう。

これまでの社会は人口が増えることを前提としたものでした。そのことは過去の全ての計画に現れています。しかし、現在では国は人口減少ありきの計画を認め、逆に希望的観測による人口増を前提とする計画は否定されるようになりました。

このような中で、人口減少から様々な問題が生じています。経済活動の縮小、労働者・後継者不足、それに関連して農地・山林の荒廃、中心市街地の空洞化、空き家、都市間格差、例を挙げれば切りがありません。

また、本市のように観光を主産業とする町では、観光の多様化による観光人口の減少が最も深刻な問題の1つです。

昭和の高度成長期のように黙っていてもお客さんが来てくれる時代ではないという認識を新たにすべきです。こちらの勝手都合で人を迎えるのではなく、何を求めて当地を訪れるのか、訪れてほしいのかに真摯に取り組むべきです。また、従来とは違う視点から当地を訪れたいと思わせることも大切なことではないでしょうか。

合理化と経済成長を優先させてきたツケが自然破壊であり、田畑の荒廃であり、地方の疲弊であり、文化と豊かの喪失ではないでしょうか。また、政治経済感覚の貧困性が男社会に偏った昭和から脱却できず、気がつけば世界から取り残された先進国になっています。

ジェンダー・男女平等社会、カーボンニュートラル・脱炭素社会、1人当たりの国民総所得など、GDP国内総生産世界第3位の国とは思えない実情となっています。

ジェンダー問題、カーボンニュートラルなど、社会変化に真摯に取り組む自治体であることが、市長のいうSDGs先進地となり、訪れたいまち、住みたいまち、住みやすいまちとして評価され、関係人口の増につながるのではないのでしょうか。

そこで、1つ目、カーボンニュートラル、多様性、バリアフリーなど、社会変化に対応すべき施策について問うものです。

カーボンニュートラルについて、2022年8月31日時点で766自治体、表明自治体総人口数約1億1,853万人が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しており、前年同時期の464自治体から約65%増となっています。

しかし、当市のカーボンニュートラル宣言について言えば、例えば令和3年12月の鈴木議員の一般質問にも市長答弁あったように、難しさがあることは理解しております。

例えば、推奨される再生エネルギーについて、当市は大規模太陽光発電設置に対し、環境や景観への悪影響懸念から規制をかけておりますし、国が強力に推し進める洋上風力発電については、南伊豆地域での計画においては、私自身も反対の立場を取っております。

それでもできることから始めなければならないのがこの問題であり、できることの1つがごみの再資源化と減量化であろうと思います。

環境省も2021年4月、「廃棄物分野における地球温暖化対策について」でその重要性と事例についてまとめております。

では、カーボンニュートラルに対する下田市の施策はいかなるものでしょうか。N T Tデータによれば、ある政令指定都市における地方自治体自身の温室効果ガス排出量は1.8%でした。これはカーボンニュートラル達成には残りの98.2%を構成する事業者や市民などの協力が必要不可欠であることを意味しますが、行政のかけ声や啓蒙だけでは達成どころか推進すら怪しいところです。

掛川市は、「事業所」のごみ分別、リサイクル化を推進することにより、ごみの減量及びリサイクル思想の普及向上を図っております。このため、市内のごみ減量とリサイクルについて先進的な取組を行っている事業者を対象に、先進モデル事業所として登録認定を行っております。

下田市でもまずは事業所やエリアなどのごみの量と内容など現状を把握し、減量化と資源化についての取組のモニターとして協力していただくなどの施策が有効と思われるが、いかがでしょうか。

また、240名以上の職員が働く市内最大の事業所である下田市役所は、真っ先にその先進モデルとなるべきであると考えますが、そのつもりはありますでしょうか。

先頃、ごみ減量化やリサイクルに関するアイデアを募集し、後に関連ワークショップを開催していましたが、アンケートとワークショップの結果はどのようなものでしたか。今後、どのように生かし、町全体、地域全体の減量化、つまりは1市3町の広域ごみ処理事業につなげていくのでしょうか。

S D G s 17の目標の「5 ジェンダー平等の実現」について、下田市第5次総合計画・基本計画・分野7 共生社会・現況と課題の中で、「障害者・高齢者・子ども・女性・L G B T Qなどの人権について理解を深める」と記述がございます。また、第3次下田市男女共同参

画推進プランでは、より詳しくその必要性について記述があります。しかし、地域の実態を見ると、PTA会長には男性しかねない慣習があったり、行政区の区長はやはり男性しかねない慣習が残っていたりするようです。

かつてと違いサラリーマン世帯が多くを占めるようになり、さらに65歳くらいまで働くことが当たり前となった今では、区長の成り手が少なく、区長が不在の行政区が出たり、次の区長決めに大変な労力を要するのが恒例となりつつあります。

持続可能な地域コミュニティにも男女共同参画が重要であり、行政からの助言メッセージが必要と思われませんが、いかがでしょうか。

次に、パートナーシップ制度についてです。

パートナーシップ制度とは、2015年渋谷区と世田谷区から始まった制度です。この制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

受けられるメリットは、例えば病院では家族と同様の扱いを受け、面会、カルテの開示、医療行為の同意あるいは最後のみとり、介護休業、これが認められなかったり、あるいは借地借家権、つまり、カップルの片方の契約において、その方が亡くなったときには、その家から出されてしまうと。あるいは公営住宅への家族としての入居、生命保険の受け取り、民間の家族割、例えば携帯電話の家族割なんか有名ですけれども、そういった民間のサービス、あるいは葬儀への参列などがあります。

日本では2015年、東京都渋谷区議会が初めて「結婚に相当する関係」と認める渋谷区パートナーシップ証明書を出す条例を制定し、同時期に世田谷区も同性パートナーシップ宣誓を開始しました。

多くの先進国では同性婚が国の制度として導入されており、G7の中では日本以外は同性婚やシビル・ユニオン制度（結婚に似た関係）が導入されています。

同性婚は文字どおり法的な婚姻となるため、「家族」として様々な制度を利用することができます。一方、パートナーシップ制度は同性婚とは違いますので、法的な効力はありません。そのため、法的に「家族」とは認められず、例えば残ったパートナーに遺産を相続させることや、パートナーの子どもの親権者になることはできません。その代わりに、市や県などの自治体ができる範囲で「家族となるべく同じように認める」という動きがパートナーシップ制度です。

2022年7月1日時点で223自治体が導入し、人口カバー率で言えば53.1%に達しているパートナーシップ制度です。SDGs 17の目標には「地球上の誰一人取り残さない」という、こういう理念がございます。

市長はパートナーシップ制度についてどうお考えでしょうか。この導入について、必要な手続はどのようなもので、これを検討したことはありますでしょうか。解決すべき問題点は何でしょうか、お答えください。

次に、バリアフリーについてです。

観光地下田の公共施設や観光施設、海水浴場などのバリアフリー施策についてどうあるべきと考えておりますか。

市の設置管理する多目的トイレはどこにあり、質と量において十分と考えておりますか。

鍵がかかっていたり、夜間は使えなかったりする施設があったと把握しておりますけれども、市内の同様の全ての施設について、利便性と衛生面において適切に管理運営されておりますでしょうか、お答え願います。

次に、今夏の海水浴場運営と利便性の向上についてです。

暫定でよいのですが、入り込み客数はまずどうだったでしょうか。

次に、湘南海岸の健全化に貢献したとされる「ボンズセキュリティ」なる警備会社と契約し、マナー向上と違法営業抑止が目的であったと認識しております。海水浴場ルールの遵守、マナーの向上について、期待値に対し効果はいかほどであったでしょうか。

違法営業の問題では、市や地域で設置運営する、当然に予算のかかる海水浴場において、無許可の者が来遊客から金を稼ぐこと、そして、不明朗な会計や言いがかりによる保証金を払わされるなど「被害者」が発生し、不快な思いをし、せっかくの旅行の思い出が汚され、泣き寝入りしている。これが問題です。これら被害者を少しでも減らすためのセキュリティ契約と思われませんが、その活動は契約どおりであったでしょうか。また、効果は期待値に対していかほどであったでしょうか。

各海水浴場に今夏、手洗い場を整備していただきました。足も洗えることから、白浜大浜を見る限りとても喜ばれていたし、少なくとも原田区駐車場近辺では、トイレで足を洗う者がいなくなりました。ほかの海水浴場ではどうだったでしょうか。白浜大浜は700メートルの海岸であり、看板も告知もないので、この施設に気がつかずに相変わらず不便な思いをしている来遊客も多かったと推測できますが、白浜に限らず、来遊客に満足してもらい、リピーターにつながる観光施策として、さらなる海水浴場の利便性向上が望まれるが、当局のお

考えはいかがでしょうか。

また、来遊客にアンケートを実施しているところを見受けましたが、その内容と結果はどのようなものでしたか。

以上、趣旨質問とさせていただきます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 皆さん、おはようございます。質問順位1番の中村議員の御質問に対して、まず私のほうで幾つかお答え申し上げ、細かいところについては、各所属の担当課長から御答弁申し上げます。

経済成長至上主義からの転換が求められている。人口減少を踏まえた社会を私たちはつくらなければいけない。縮小型社会というふうに言ったり、その縮小という言葉をあえて片仮名にしてコンパクトシティとか、こういうふうな言われ方をする場合もございます。

こうした中で、議員御指摘のとおり、カーボンニュートラル、こうしたものも非常に重要な課題となってこようと存じます。下田市といたしましては、この令和4年度から10か年計画としての第2次下田市環境基本計画、この中で、地球温暖化対策実行計画というものを策定しております。この地球温暖化対策、つまり、CO₂のことを温暖ガスというのでしたっけ、そのガスについての削減を中期的、それから長期的に掲げております。中期的には、2030年度において、基準年度、つまり、2013年度と対比しまして46%減らそうと。それから、長期的には2050年を目標にして、実質ゼロ、つまり、カーボンをニュートラルにする。こうした目標を掲げて、具体的に様々な対策、省エネですとか、新エネルギーですとか、4Rですとか、そういった資源循環等の施策について、市民、事業者、行政が一丸となって取り組むこととしております。

続きまして、多様な価値について、例えばパートナーシップですとか、バリアフリー、こうしたことについても、ちょっと私のほうから申し上げたいと思います。

パートナーシップにせよ、バリアフリーにせよ、これらはその多様性をどこまで私たち社会は受け入れていくべきかという、こういう問題であろうと思います。

本年1月24日に下田市施行50周年記念の中で、下田はグローバルCITYプロジェクトという、そういったものを掲げました。多様な価値を認める。そういうまちにしようという、このグローバルCITYの理念にまさしく通じるものであり、こうした各種の取組を前向きに進めてまいりたいと存じます。

最後に、白浜を中心とする海水浴場の運営健全化において、今年は原田支部の皆様のような取組が功を奏しまして、海岸の健全化が着実に進んだものと思料しております。中村議員が現場で暑い中、汗を流している姿は多くの人に勇気と希望を与えてくれたと思います。ここに、市長として、感謝と敬意を表したいと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから、中村議員から御質問いただきましたカーボンニュートラルにつきまして、御提案のありましたモニター等の取組について、それから、ワークショップにつきまして、答弁を申し上げます。

初めに、モニター制度の御提案についてですけれども、御指摘のありました、そのごみの減量化及びそれから資源化というものにつきましては、長期目標を今後実現していく上で、取組として大変重要なものであるというふうに考えております。

事業系ごみというものに対しては、まず、事業者が取り扱うごみというものの分別、そういったものを周知するというところで、広報、チラシ等により周知啓発というものを進めたいというふうに考えております。

また一方で、家庭ごみにつきましては、現在、生ごみ処理機の購入費補助制度というものを実施しておりますけれども、そういった利用者の方にモニターとして御協力をお願いするといったことも一案というふうに考えておりますので、今後、ちょっと他市町の事例など参考にしまして、制度について検討していきたいというふうに考えております。

それから、ワークショップについてですけれども、本年3月に開催したワークショップは、ごみの減量化、それから資源化というものをテーマにして、身近にできること、それから1市3町でやれたらいいなというようなことを考えることまで、高校生を含めまして17名の参加者により活発な意見交換が行われ、様々なアイデアが出されております。こうしたアイデアを生かしながら、さらに検討を進めまして、具体的な方策へ落とし込むということを目指しまして、この秋、10月から11月にかけてワークショップを、前回3月のものに引き続くような形で、3回程度の日程で開催をする予定でおります。南伊豆地域全体で官民が連携して、ごみの4Rの推進に向けたそういう機運というものをこういった活動を通して盛り上げていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） 総務課でございます。私のほうからは、カーボンニュートラル、多様性、バリアフリーなどの社会環境の変化に対応する施策の中の下田の市役所がごみ減量化、資源化についての先進モデルになるつもりがあるかというところについて、御答弁申し上げます。

市役所におけるごみの多くは紙類であることから、できる限りペーパーレス化を図るほか、雑紙等の分別排出を一層徹底してまいります。また、従来のリサイクル分別だけでなく、品目の追加や、減量化等の新たな取組については、環境対策課等とも協議をしながら、地域における先進モデルとなるように努めてまいります。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 企画課でございます。私のほうからは、まず、ジェンダー平等の実現についての部分でございます。

我が国では、日本国憲法におきまして、個人の尊重と法の下での平等、基本的人権の尊重がうたわれており、男女平等の実現に向けて様々な取組が行われてきたところでございます。しかし、現実的に、我が国の社会制度や慣行の中には性別による固定的な役割分担がまだ多く残されております。また、個人の意識の中にも、いまだに男女の役割分担に対する固定的な考え方などが根強く残っているのが現状かなというふうに考えております。

そうした中、本市では、平成16年に第1次の男女共同参画推進プランを策定し、現在におきましては、令和元年度から10年間を計画期間とする第3次下田市男女共同参画推進プランに取り組んでいるところでございます。

市としましては、毎年、自治会長やPTA会長、審議会等の委員への女性の登用などについて調査を行い、取りまとめた内容につきまして、国及び県のホームページ等で公表させていただいているところでございます。

御指摘のありました市内の女性PTA会長につきましては、本年度については2名、PTA会長さんがいらっしゃいます。また、近年は、ほぼ毎年、女性のPTA会長さんが就いていただいている状況はございます。令和3年度の統計になりますけども、比率としましては18.1%、11校中2校で、静岡県全体では14.1%という状況となっております。また、教育の学校の活動におきましても、生徒会等学校内の活動でも、近年、女性、女子生徒の活躍が非常に目立っているということも聞いておりますので、こうした学校の中では、大分そうした状況が進んできているのかなというように印象を受けております。

それにも反しまして、自治会のほうにつきましては、下田市では女性の自治会長さんはいらっしゃいません。こちらについては、今までも女性が就いたというところの実績はございません。これにつきましては、市として直接各区のほうに強制ということもできません。市としましては、持続可能な地域コミュニティの実現に向けまして、女性の社会参加の促進に向けた意識啓発ということで、今年度も含めまして、講演会等を開催をして、意識の啓発に努めていきたいと考えております。

また、パートナーシップ制度でございますが、県内では、現在、浜松市、富士市、静岡市、湖西市の4市で導入をされているところでございます。このほか、現在、静岡県の取組としまして、下田市を含みます県内全市町の参加による静岡県パートナーシップ宣言制度の創設に向けまして、ただいま準備を行っているところでございます。下田市もこの制度に参加をして、パートナーシップ制度に取り組んでいきたいということで考えております。

この制度につきましては、まだ案の段階でございますが、県知事に宣誓書を提出することで宣誓を証明し、家族が入居条件となっている公営住宅への入居申込みや、公立病院において家族同様の取扱いができる、そうした取扱いが行われる予定となっております。

また、各市町において、これに加える形で、独自サービスも可能ということになっておりますので、今後、下田市におきましても、他の市町の動き等を見ながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、バリアフリーについてでございます。

公共施設をはじめ、駅周辺や道路、公園等に人の集まる場所を中心に、バリアフリーに向けた施設整備を行い、障害のあるいにかかわらず、快適に暮らせる下田市を目指しております。これにより、障害のある方の地域社会参加を促進し、さらに観光客の方も安心かつ安全に楽しめるようにしていきたいと考えております。

下田市のトイレの設置管理の状況でございますが、市が設置し、一般利用ができるトイレは58か所ございます。このうち、障害者等が利用できる設備が設置されている施設は22か所、38%となっております。清掃の頻度につきましては、週1回が4か所、週2回が12か所、週3回が8か所となっております。この中で週3回以下の清掃は41%となっておりますが、特に繁忙期につきましては、こうした施設についても、なるべく頻度を高めるような取組を行っているところでございます。

また、施設利用の制限を行っておりますのは吉佐美運動公園の多目的トイレ、蓮台寺の天神公園並びに夏期期間の白浜大浜の多目的トイレとなっております。こちらにつきましては、

施設の安全管理上、夜間等の施設の一部行っているところでございます。

今後も引き続き、トイレなどの施設のバリアフリー化を推進することはもとより、障害の有無や年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザイン等の普及・推進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは、海水浴場に関する質問に対してお答え申し上げます。

まず、市長からもありましたとおり、中村議員には、夏期対原田支部の副支部長として、白浜大浜海水浴場の管理運営に大変な御尽力をいただいたことに深く感謝申し上げたいと思います。

今回の質問は、そうした御苦勞の下でのものかと思いますが、まずは入り込み客数でございます。実は9月1日に報道発表のほうもしておりますけれども、今夏の入り込み客数は24万1,600人と、昨年度の14万1,650人と比較しますと10万人ほど増えまして、前年度比では70%の増となっております。コロナ前との比較にしますと、令和元年ですが、41万3,310人と比較いたしますと、約60%まで回復をしております。昨年度からの増加の要因といたしましては、昨年度より海水浴場の開設期間が長かったことと、今年の夏は8月13日の台風はありましたけれども、期間を通じ比較的天候に恵まれたことが増加の要因ではないかというふうに考えております。

次に、警備会社の導入に関する効果についてでございます。

今年度、神奈川県由比ヶ浜等で海岸警備の実績のあるボンズグループさんに海水浴場の警備を委託しております。警備の契約につきましては、海水浴場におけます条例の禁止行為や、海水浴場内のルールを広報や巡回等によって周知する業務が中心となっております。委託契約に沿って適切に行われたと考えております。

効果につきましては、警察やライフセーバー等の関係団体等からも、ルールや条例の違反行為が減少したと伺っており、浜地内での無届けの営業行為が抑制されたとともに、入れ墨の露出や騒音問題等についても、一定の効果を上げることができたと考えております。

警備員の配置につきましては、今年度が初の試みでございますので、今年の夏の取組を早期に検証、課題を洗い出し、来年に向けた検討を引き続き関係者と重ねてまいりたいと考えております。

次に、海水浴場の利便性の向上ということで、手洗い場の設置につきましては、市内5つの海水浴場で6基の設置をしておりますが、他の海水浴場でもおおむね好評を得ております。今後も各地区のニーズを聞きながら、利便性の向上のため、必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、来遊客へのアンケートでございますけれども、白浜大浜海水浴場で実施いたしました来遊客に対してのアンケートの内容でございますが、無許可営業の禁止や、海水浴場内のルールがどれくらい海水浴客に認知がされているか。また、認知されている場合には、何により知ったのかを調査することにより、行っている対策の効果を調査したものでございます。また、よりよい海水浴場にするためにはどのようなサービスがあるとよいか、併せて調査をしております。

海水浴場内のルールの認知度につきましては、警備会社の常駐期間でございますが、34人中85%に当たる29人が知っているという回答、警備会社のない期間におきましては、44人中43%の19人が知っているという回答でございます。

無許可営業の認知度につきましては、警備会社常駐期間につきましては、34人中91%の31人が知っているという回答、警備会社のない期間におきましては、44人中45%の20人が知っているという回答でございました。

警備会社の常駐期間におきましては、警備会社の周知により、ルール、無許可営業の禁止、ともに警備会社の周知により知ったという方が50%となっており、警備会社のない期間におきましては、ライフセーバーによる周知が最も多く、ルールについては40%、無許可営業の禁止については27%という結果となっております。

今年の夏の警備会社の広報、巡回につきましては、条例、海水浴場内のルールの周知面で高い効果が出ているといえる結果となっているものと考えております。

また、海水浴客が求めるサービスといたしましては、78件中、海の家が15件、飲食物のデリバリーが9件、売店、水道がともに7件、シャワーの無料化や増設が6件という結果となっております。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 御答弁ありがとうございます。まず、下田市市役所がごみ減量化や資源化の先進モデルとなるべきかと、つもりはあるかという部分についてですけれども、紙ごみが主だということですのでけれども、他の市町の取組をちょっと御紹介しますと、例えばお弁

当を、ワンウェイ容器をなくすと。つまり、回収容器にさせていただく。あるいは、割り箸をお断りしてマイ箸にする。あるいは、会議の飲み物をリサイクル率の高いアルミ缶に全て置き換えて、ペットボトルは使わないんだと。あるいは、指定ごみ袋の素材の見直し、そのようなことで役所としてごみ減量化を図っている自治体がございます。このようなことはすぐにでも取り組むことができるのではないかなと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

それから、家庭用生ごみ処理機の購入補助ですけれども、その制度はございますけれども、令和3年度予算4万円に対して決算1.6万円で、2万円上限ですので、1件なのか2件なのか分かりませんが、予算の4万円も低いですし、決算の1.6万円はもっと低いと。ちょっと意識も低いなという部分で、もっとしっかりと啓発して、この制度を周知、利用いただいて、家庭ごみの生ごみを減らすということを真摯に取り組んでいけるのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、このワークショップ、ごみ減量化とリサイクルに関するワークショップ、これは素晴らしいことだと思います。この1市3町の広域ごみ処理化について取り組む中では、何しろ役所がやるのではなく、この減量化というのは事業者や市民が実際に取り組むべきことですので、これをいかに市民を巻き込んで理解し協力してもらうかが重要になる。この中で、このワークショップの開催は本当に素晴らしいと思います。第1回目をやりまして、この後、今度は10月16日を第1回目とする3回のワークショップを予定しているということで、3時間半のワークショップを3回もやるということで、非常に充実するのだろうなと思いますけれども、改めて問いますが、このワークショップを開催した、このワークショップに参加するのは、例えばこの次のワークショップは各市町4名ずつ程度ということですか。では、この4名から、いかにしてこれを全市民、町民に広げていくのかという部分が重要になってくるかと思いますが、その辺についての考えをまずお聞かせください。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） 今、御提案いただきました弁当のワンウェイ、それから、マイ箸、アルミ缶等、また検討してまいります。

以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私から、ワークショップについての御質問ございましたので、お答えいたします。

3月に開催したワークショップですけれども、先ほど申し上げたとおり、17名の方にお集まりいただいて、思い思いの考えを出し合って、報告書にまとめてございます。我々も初めてだということで、各市町の職員なども見学等もしながら、こういった形でやっているかというのを実際にまず体験してみようというふうな意味合いもあって、1回しかやれなかったんですけれども、今回はその経験を生かして、今年度のワークショップ、また引き続き、その前回の経験を生かすような形でやってみようということで、全体で25名程度を想定しております。それを市町の行政職員も含め、それから市民、町民も含め、それから事業者の方にも参加をしていただいて、実施するというような予定であります。

今回、内容的な部分としましては、生ごみの水切りモニターみたいな形を、これは参加者にもぜひ実際にしてもらいながら、そういったデータ、それぞれがやってみたデータなども集めるような形で内容を深めていこうというようなことで考えております。ですので、それを参加していただいた方が各市町、自宅に持ち帰りまして、そういったデータに基づいたような御自身の経験を周辺に広げていただけるというようなことで、広がりを持たせていただければいいなというふうに1つ考えております。

当然行政におきまして、そのワークショップで出された意見などを政策的なところまで落とし込めるようなものがアイデアとしてあれば、当然取り入れていくというようなことも考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） ワークショップですけれども、この下田市役所には240数名の職員がおりまして、その中には下田市のみならず、南の方も、河津町の方も、東の方も、松崎の方もいらっしゃると思います。240名のワークショップがこの市役所だけでもできるのではないかなと思いますので、ぜひ職員自ら取り組んでいただいて、家庭に持ち帰っていただいて、家族の理解を得ながらモニターになっていただくのが、1つ、大きな施策になると思われまので、しかも発信になるとも思いますので、ぜひ取り組んでいただけたらなと思います。

もう一度聞きます。家庭用生ごみ処理機の購入補助について、予算も決算も実績が少ないんですが、これについてはどのように評価されておりますか。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 令和3年度実績については、議員のおっしゃるとおりでした。令和4年度になりまして、制度を広げて、市内の購入要件というものを撤廃して、今年度、

予算も若干増額をして対応しているところです。

ちょっとすみません、今日、数字の正確なものを持ってきておりませんが、今年度に入ってからの実績、たしか今現在で四、五件程度ですか、若干やっぱり増加傾向が見えております。市内の購入要件を撤廃した関係で、ネットで買ったというような方からのお申込みというのが増えておりまして、最近では生ごみ処理機というものも、世情を反映してか、大変安いものから購入できるようなものがある、そういったものもあって、件数も増えていて、実は当初の想定では補助額の上限が2万円なんですけれども、もうそこまで金額が達せず、大体半額で何千円程度の内容で、補助金が出るというので、大体四、五件程度やっておりますので、想定よりも予算額が低い、金額としては低い中で、件数が徐々に伸びてきているというふうになっております。ですから、それをこういった制度があるということを知知していくためにも、利用された方にモニター制度、モニターとなっていただく等の内容というものも、広めるためにはいいんじゃないかというふうに考えておりますので、そういったところを市は他市町の事例をちょっと参考にして、制度化というものを検討したいというふうに考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） ありがとうございます。引き続き、先頃鈴木議員の取組が新聞に大きく載りましたけれども、私も取り組んでおりますが、やってみないと分かりませんし、やってみると非常に効果があることが分かりますので、ぜひこの議場にいる方は、少なくとも皆さん、生ごみの減量化に取り組んでいただきたいと強く希望いたします。

次に、ジェンダー平等についてです。

ここに静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課の平成31年ですけれども、女性の参画マップがございます。市議会議員の占める女性の割合、下田市ゼロ%、市町の審議会等委員に占める女性の割合、県平均が28.1%で、下田市は18.9%、防災会議に占める女性の割合、県平均9.2%で、下田市は2.8%、地方公務員管理職、これは高いです。平均が14.2%に対して下田市は17.6%、自治会長に占める女性の割合、市町全体では2.1%、下田市はゼロ%というような数字が並んでおります。

例えば民間のことですけれども、区長、自治会長、これについてはゼロ%であると。強制はもちろんできませんけれども、男女共同参画というものを推進する中では、区長会において、そういう考え方を持って取り組んでほしいと。女性区長もありですよというようなこと

に言及したことはございますか。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 区長会あるいはその区長会の役員会等の会議の中で、当然ながら、人口減少、高齢化の中で、役員の成り手不足というのは課題として上がっているところはございます。それにつきまして、具体的に女性の参画を促していこうというところまで、アイデアの1つとしてお話したことはありますけども、その施策とか、お願いという形で踏み込んだことはまだございません。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 例えば友好都市になった葉山町などは、サラリーマン世帯が圧倒的に多いベッドタウンであって、男性が昼間いない。なので、PTA会長も、自治会長も、女性が務めるのだと。そして、その延長で、周囲に推されたり、何か自身に芽生えたりして、市会議員や町議会議員に立候補していると。そういうことだというふうにお伺いしております。

ぜひ男女共同参画社会、これを進める国、県、市ですので、区長というものに対してそういった視点を持って、しっかりと何というか、指導をしていくというか、助言していくという立場にあると思いますので、進めていってほしいなど。

かねてから、この行政区自体がもう持続可能でなくなっていると、私は議会でも申し上げておりますけれども、重要な要素になってくると思いますので、ぜひ積極的に助言、アドバイスをさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それから、次、パートナーシップ制度なんですけれども、県のこのパートナーシップ宣誓制度（骨子案）、これについて、先頃、県民に対するアンケートが行われました。そして、それに準じて下田市も取り組んでいくということで、大いに結構なことだと思います。

ちなみに、浜松市は32組がこのパートナー宣誓をしておりますして、人口で割りますと2万5,000人で1組なんですね。富士市は25万人で8組が登録しておりますして、これですと3万1,250人で1組というような計算になります。これが、じゃあ大都市になりますと、渋谷区20万人で64組、これは3,125人で1組と。世田谷区は94万人、5,595人に対して1組というような数字になります。大都市は、当然に人種、民族、多種多様な人たちがいますので、こういう比率も上がってくのかなと思います。逆に、地方都市はより従来型の家族というか、そういう方が多いと思いますので、この下田市において、需要があるのかないのかと言われれば、それは未知数ですけれども、しかし、少なくとも例えば移住先において、このようなカ

ップルがどこに移住しようかというときには、このような制度を導入しているところが当然に選ばれるのかなと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますところですので、要望いたします。

それから、バリアフリーについてです。

お配りしました資料、3枚の資料なんですけれども、この1枚目が熱海市のホームページによるトイレ、それの一覧です。ここ、各トイレをクリックしますと地図が出てまいります。ここには多目的トイレあり、オストメイトありというような状況が一目で分かるようになっております。

2枚目が伊東市です。伊東市では、このトイレ自身が非常に特色が1つずつありまして、トイレ自体も何か観光施設として扱っているようなところがございまして、この一つ一つについて、より詳しい情報が大きく写真入りで紹介されております。当然にバリアフリー情報、対応状況も一目で分かるようになっております。

では、下田市はどうかといいますと、まず、そのようなトイレ一覧あるいは障害者用トイレが一目で分かるようなページは用意されておられません。

3枚目の資料は、これは私が今年の夏、独自に調査し、各民間の許可をもらい、ホームページとして上げたものです。これはごく一部、5ページ中の一部ですけれども、ここには今まで全容が誰も分からなかった民間の駐車場の料金、営業時間、あるいはどのようなサービスがあるかについて、全て漏れなく載せました。当然に障害者用トイレがどこにある、大型バスはどこに止められる、マイクロバスオーケー、そのような情報も載せてあります。当然に違法業者に対する注意喚起も大きく載せておまして、非常に好評を得ました。実際に現場で利用者が見てきたよという声をたくさん聞きました。

市として、やはり観光地下田、いらっしゃいませ、いらっしゃいませ、きれいなところだから来てくださいという以上は、来てくれる方の利便性、来てくれる方の側の立場に立った、こういったサイトが絶対的に必要だと思うんですけれども、例えばこのトイレ一覧、このようなものについて、市長、どのようにお考えになりますか。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

2番（中村 敦君） はい。

議長（滝内久生君） それでは、11時15分まで休憩します。

午前11時1分休憩

午前11時15分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） トイレの一覧の関係でございますけれども、議員御指摘のとおり、いらっしゃる方目線、大変重要かと思えます。今年、原田地区で作成された駐車場の地図、大変好評だったというふうに聞いておりますが、これはまさにいらっしゃる方目線で作られたものというふうに思えます。

実際、今、一部の観光マップではトイレの位置等を掲載しているものもありますけれども、今後、関係課で協議をしまして、一覧の作成やホームページへの掲載等を検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 必要なことだと思います。各観光協会の各海水浴場の案内がございませぬけれども、ここにもバリアフリーに関する記載はございませぬ。つまり、例えば伊東市や熱海市に比べて、バリアフリー化について、下田市は明らかに遅れていると言わざるを得ませぬ。観光マップはございますけれども、パンフレットもございますけれども、やはり今どきの旅行は、皆さん、十分にネットで下調べをしております。ましてや、車椅子の方が同伴されるような場合には、どこの駐車場が使えるのか、どこのトイレが使えるのか、そういうことを十分に調べてくるのだと思われませぬ。そのための情報ということをしっかり発信していくということが非常に重要になってくると思っておりますので、ぜひそのような視点を持って取り組んでいただきたいと思いますところでは。

それから、次の海水浴場運営と利便性の向上についてです。

まず、ボンズセキュリティですけれども、一定の効果はあったと。それは私も認める所です。実際、来訪者に対するアンケートでも、やはりセキュリティがいるときといないときとで、例えば海水浴場のルールについての認知度が大きく違ったということが数値にも出ているということですので、引き続き有効に活用する方法を考えていただきたいと思いますところでは。

しかし、例えばアンケートで、シャワーの無料化、無料のシャワーが欲しいというような声もあったようです。熱海のサンビーチは400メートルのビーチに6か所の無料のシャワーがございませう。伊東のオレンジビーチにも無料のシャワーがございませう。私も現場でたくさん言われませう。

外国人が物すごく今年も多かっただせう。これはコロナ禍だせうので、外国から来る方じゃなくて、日本に住んでいる外国人だせう。イギリス、フランス、アメリカ、カナダ、イタリア、それから、インド、パキスタン、ベトナム、ベトナム人は多かっただせう。それから、ネパール人、ネパール人がなぜか多かっただせうね。南米ではブラジル人、ブラジル人と一緒にペルー人がたくさん来ておりましたね。その方の1人に言われませう。無料シャワーぐらい世界の常識だぞと。どこのビーチに行っても無料シャワーぐらいあると。私もかように思ひませう。

こたび、手洗い場を作っただけだせうけれども、これはコロナの交付金を使ったということで、衛生面の向上という部分で手洗い場となっただかというふうに認識しておひませうけれども、やはり無料のシャワーというものが必要かと思ひませう。

入り込み客数について、課長は、やはり従来どおり、海水浴場の開設期間が長かっただかとか、台風が少なかったとかいうのが原因じゃないかとおっしゃひませうけれども、それは例年のことだせう。そうではなくて、より積極的に投資することでリピーターを増やす。そして、それによって増えただかというような答弁になるように、切に望むものだせう。

来るからには理由がある。そして、リピーターを増やす方向に転換すべきだと。私は議員になって最初の令和1年の6月の一般質問で、リピーター獲得型の観光施策にシフトすべきだと言っただか先に訴えませう。今、この下田市は宣伝に多くのお金をかけておひませう。いいところだかからどんどん来てくださひませうと。そのときの私の一般質問に対する答弁で、福井市長は、当時、ディズニーランドを引き合いに出ひませう。ディズニーランドと下田市は何が同じで、何が違うのでしょうか。楽しいとこだかから、いいとこだかから、来てくださひませう。ここまでは一緒だせう。来てから何が違うのか、そこをよく考えてくださひませうと思ひませう。

そもそも明政会で常々訴えているところだせうけれども、観光とは、この美しい自然と共生して生き生きと暮らす、この市民の姿そのものであると。山を水源とし、海を糧とする。そんな生き生きと暮らす市民、それは当然に来訪者にも優しくあるべきだと、そのように思ひませう。

この八重洲口でパンフレットを配るのも、これもいいでせう。しかし、今、来てひる1人に対して、また来てもらひるにはどうしたらいいのかと。その人がまた新たな家族、新たな

友人を連れて来てもらうんだと。こっちに考え方を私は1回大きくシフトすべきだと考えます。私の任期も残り半年と少しになってきましたけれども、それについては、最後、声を大にして訴えていきたいと思えます。

以上、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（滝内久生君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

次は、質問順位2番、1つ、問題の多い広域ごみ焼却炉建設について、2つ、新庁舎建設事業について、3つ、新型コロナウイルス第7波感染拡大とその対策について。

以上3件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。議長から御紹介いただいた順に趣旨質問をさせていただきます。

問題の多い広域ごみ焼却炉建設についてですが、国の地球温暖化対策「2050年温室効果ガスゼロ」、「プラスチック資源循環促進法」によりまして、日本の廃棄物行政に「焼却中心からごみの減量、資源化優先」への転換が進められてまいっております。

プラスチック等の大量生産、大量消費、大量焼却に歯止めをかけ、「環境基本法」や「循環型社会形成推進法」に沿いました3R、いわゆる発生抑制、再使用、再生利用を重視したごみ行政を実現することが求められているわけであります。市長はこの点についてどのようにお考えなのか、まず所信をお伺いしたいと思います。

2021年6月1日の参議院環境委員会におきます小泉進次郎環境大臣は「熱回収のことをリサイクルという人がいる。これはリサイクルじゃないんです。残念ながら日本の国内で、まだ熱回収のことをサーマルリサイクルと言っている方が永田町にも自治体の中にもいらっしゃいますので、これは明確に環境省はもうリサイクルの中に入れることはありません」と明言をされているところでございます。

そこで、1市3町の広域ごみ処理焼却炉を敷根にある下田市清掃センター（下田市じん芥処理場）に建設することは、まさにこの精神に反していることではないかと思うわけであります。そして、さらに多くの問題が、ここに建設することは山積みしてまいっているわけであります。その一つ一つの課題をどのように解決しようとしていかれようとしているのか、まずお尋ねをしたいと思うわけであります。

平成26年度から30年に向け、南伊豆町の呼びかけで、下田市、松崎町の広域ごみ処理計画が検討されてまいったわけであります。そして、南伊豆町の湊に焼却炉を建設するという、

こういう内容であったかと思うわけですが、場所について異論があったわけではない。にもかかわらず、どうしてこの問題が議論をされずに、いつの間にか敷根に建設するということになったのか。しかも、これらが首長間の協議だとか、覚書によって進められてきているということは、大変問題があるんじゃないかと思うわけであります。市町間でどのような協議がどのようにされたのか明らかにすべきであります。明確な答弁が市長からもないというのがその実態ではないかと思うわけであります。下田市敷根の文教地区に建設することになったのか。また、適地を探そうとしなかった。生活環境調査をして、ここでクリアできれば、ここにすんだという決定の仕方は、多くの市民が納得するものでないことも、市長、明らかでは私はないかと思うわけであります。

さらに、誤解と偽りの下にこの計画が進められてきているのではないか。効率性や経済性と公害、環境のこの負荷を軽減すると言っておりますが、むしろそれらを増大しているというのが実態ではないかと思えます。

例えば建設された年度につきましても、40年経過し老朽化している、こう市長は主張しているわけでありますが、1982年（昭和56年）に、当初、ロータリーキルン方式で建設されたこの炉は、日量80トン燃やせる炉であります。平成19年、20年度の2年間で日量56トンのストーカ炉に造り変えているわけであります。まさに15年程度しか経過していないというのが、その実態であるにもかかわらず、40年経過している、こう言い張っているわけであります。確かに建物、建屋は40年たって、シャッターもきっちり閉まらないと、こういう状態であることも事実であろうかと思えますが、現在の使用炉は毎年1億円近くもかけて修理をしまっているわけであります。ダイオキシン対策も施工済みで、前回の当局が出されました最近建てられた5か所の施設と比較しましても、その濃度は十分下田市の炉はクリアをしているという実態となっているわけであります。したがって、市当局がどこの何をもって老朽化していると主張しているのか、改めてお尋ねをするものであります。

1市3町でそれぞれ焼却炉を新築すると200億円かかる。下田市に1炉造れば100億円等で済む、こういう勝手な議論はやめていただきたいと思うわけであります。各町に今、焼却炉はあるわけであります。この焼却炉がないかのような議論の組立てはまさに偽り、ごまかそうという意図がそこにあるという指摘をせざるを得ないと思うわけであります。

例えば、松崎町の武田勝彦議員は6月定例会で「1市3町の広域ごみ処理の見直し」を求めているわけであります。1市3町に参加すると、2町で41億円の建設費を出さなければならぬ。しかし、西伊豆町のクリーンセンターで松崎町のごみを燃やしていただく。こうい

う共同処理ができれば、大変安上がりで近隣の人たちがサービスの行き届いたごみ行政ができると指摘をしているわけであります。まさに両町で41億円の無駄が解消できる。

そして、西伊豆町長は、延命化大改修に25億円のお金が必要と。したがって、下田に参加すれば、西伊豆町は21億で済むんだと、こう言っているわけでありますが、両町が協力し合えば、41億円かかるものが25億で済む。16億円も両町にとって、それぞれ8億円も軽減ができるんだ、こういう主張を投げかけているわけであります。これに対して松崎町の町長は、残念ながら、いまだそういう検討はしていないと、こういう答弁をしているわけであります。まさにこういうことこそ、検討をすべきではないでしょうか。

3点目としまして、市民及び住民の反対の声にどう応えようと努力をされてまいったのか、お尋ねをしたいと思います。

ごみの減量化を考えるワークショップの参加募集、先ほども中村議員の質問に答弁がありました。この募集書を見ますと、3回、10月16日、11月6日、11月27日にやるとともに、募集人員は4人程度だとこの募集書には書いてあるわけです。先ほどの答弁では、何か各自治体で4人、四四、十六人だと。こういう具合に理解ができるような答弁をされていたかと思うわけですが、このチラシと、真実がどこにあるのか。何でこんな誤解が出るようなチラシを出されているのか。そして、ワークショップは、そういう意味では、どういう役割を果たしてきているのか。決して否定をするものではございませんが、そういう面言えば、前回の議会で指摘をさせていただいた事業系ごみが、どういう種類のごみがどこからどれだけ出ているのかと、この調査をなくして、ごみ処理計画は立ち得ないと私はこう思うものでございますが、その調査がどのように今日進められているのか、再度お尋ねをしたいと思います。

ごみ資源化計画の策定をぜひしていただきたいと。3年後には、例えばごみ量を半分以下にする。資源化によるごみの売却益は住民に還元をしていく。こういうことが必要ではないでしょうか。既にこの8月の24日と25日かと思いましたが、JETのERS、いわゆる急速発酵乾燥資源化装置のごみ燃料化実験が南伊豆町でやられるという記事が掲載されました。早速南伊豆町に実態を聞きに参りましたが、やはり日量10トン程度のこのごみが出る南伊豆町で、これを発酵乾燥させて水分を飛ばし、半分5トン以下にすると。そして、それを燃料として燃やすことができるかどうかを南伊豆町の炉で実験をするんだと。こういうことでございましたので、これはやはり現在のごみの量を燃やすという、この形態からいきましても、ごみの量を少なくしていく、こういうこととも技術的につながる実験ではないかと思うわけ

であります。これらについての見解があれば、市長の見解をお尋ねをしたいと思っております。

次に、新庁舎建設事業についてお尋ねいたします。

新庁舎建設につきましては、平成21年から現在地、敷根公園、敷根民有地あるいは河内の民有地、そして稲生沢中学校を含めました移転という具合の混迷を深めてまいっていると思います。この間、設計料や建設予定地の購入などに3億5,000万円余のお金を使ってまいっているわけであります。

そこで、この経過について、その原因と結果を明確にしなければ私はないと思うわけであります。特に人工地盤を伴う4階建てのこの案がなぜ見直さなければならなかったのかを明確にして、今日の計画の妥当性をはっきりさせることは必要ではないかと思うわけであります。このような総括、反省をせずに、次々と先行移転案だと基本計画が改訂され、令和4年5月12日改訂案が配布をされております。

基本理念の1つであります安全性については、まさに防災拠点としての機能を有しているかどうか判断の基準となるものであらうと思います。その点で、国道と接道していないこの実態は最大の欠陥であります。したがって、国道との接道ができるよう敷地を確保し、その下で設計をすべきことは明らかではないでしょうか。設計をするような段階ではないと、こう言いたいわけであります。

次に、機能性と経済性は重なり合う面ではありますが、その点では延べ床面積を適正に縮小することが必要であらうと思うわけであります。

新築棟の延べ床面積を2,500平米から3,000平米にしていたものを令和4年の8月26日の議員全員協議会で500平米を削って、2,000から2,500程度とした理由は何であるのか。どこを減らすことによって、500平米減らす案になったのか。

また、旧校舎改修棟を含め5,000から5,500平米程度としておりますが、私は4,000平米程度にすべきではないかという見解を持っているわけであります。それには健康センターや教育委員会等はむしろ旧市街地に配置をすべきではないかと。この再検討をしていただきたいと思うわけであります。

3点目としまして、議会や災害対策室、あるいは市長室等を改修棟に先行移転させ、さらに2年後に新築棟の完成後、新築棟に移転する計画は見直すべきであります。なぜ見直すことができないのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

さらに、元稲生沢中学校体育館は解体をせず、利用を図るべきであります。これもどうし

て解体をしなければならないのか、当局の言う理由では多くの市民が納得できないというのがその実態ではないかと思うわけであります。

次に、新型コロナウイルス第7波感染拡大とその対策についてお尋ねいたしたいと思いません。

松木市長は、「シッカリ コロナ対策をスルノダ！！」として産官学による新・下田モデル提唱いたしまして、3つの安心に取り組んでこられたわけであります。今日の新型コロナウイルスの大変な感染が、みんな安心、どこでも安心、もしものときも安心と言えるのかどうなのか、まずお尋ねをしたいと思うわけであります。

そこで、今日の新型コロナウイルス感染拡大をどのようにお考えなのか、こういうことでお尋ねをしたいと思うわけであります。

県の健康福祉部感染症対策局新型コロナウイルス対策課は、「感染爆発により医療ひっ迫中警報発令中」である、こう言っているわけであります。8月9日から8月31日の報道がされておりますが、本県では7月1日の新規感染者数が6,000人にも上る感染爆発により、新型コロナウイルス感染者を受け入れる確保病床の病床占有率が70%を超えて、今年最高となった。オミクロン株B A . 5の強烈な感染力のため、受入医療機関の約2割がクラスターを発生し、その病院では数十名の医療従事者が感染や濃厚接触で休職する事態となり、病棟閉鎖により一般患者の入院や手術も制限されていますと報道しているわけであります。下田メディカルセンターにおきましても、ここで指摘されているような事態となっているわけであります。

8月のコロナ感染による死者数は過去最高だった2月の1.5倍、高齢者が多い実態ですが、10歳未満の死亡者も増えてまいっているわけであります。全数把握を見送って、軽症者の健康観察や急変時の対応が問題とされ、連絡先や状態がつかめず、治療に支障が出ると指摘をされて報道されているところではないかと思えます。何より、早期診断、早期治療が必要です。発熱外来、検査、診断、抗ウイルス薬の投与のこの体制をどう下田市で実現されてきているのかということが問われなければならないと思うわけであります。

そこで、発熱外来の現状や抗原検査、PCR検査。3点目として、入院者と医師、看護師、病床棟の体制及び自宅療養者への医療等の支援サービスについて、どうなっているのか。4点目としまして、病院や介護施設、学校、職場での新型コロナ対策について。5、ワクチン接種や経口薬について。6、新型コロナ禍に対します暮らしと営業を守る対策を進めてまいってきたかと思えますが、どのような成果を出しているのか。そして、今後、何が必要なの

かを含めて、以上6点についてお尋ねをしたいと思いますのでございます。

以上で趣旨質問を終了いたします。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私からは、国の打ち出す地球温暖化対策等によって、各自治体へ3Rを重視したごみ行政の実現が求められていることに対して、下田市はどのように考えているかという項目についてお答え申し上げます。

国の廃棄物処理の基本方針は、まず廃棄物の排出を抑制し、廃棄物になったものは再使用、再生利用、熱回収といった順に、循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としております。

下田市においても、この国の方針にのっとり、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指すことを理念としています。こうした理念については、これまでも何度かお話をしましたとおり、皆さんと私たちと共有しているところだと思えます。

一方、現実の壁というものが幾つかございます。例えば、さきの中村議員の質問の中にもありましたが、弁当の容器をプラスチックから、そういったごみになるものではなく、回収型にというお話がございました。現在、コロナの感染症が一定レベル以上ある中では、それぞれの小さな事業者にとって、容器をリサイクル、もっと分かりやすくすると回収して洗う。こうしたことの手間がかなり困難になっております。

かように、私たちの社会は常に様々な課題を抱えていまして、その中で、現実的な解を模索し、それで理念に向かって一步一步進んでいくということだろうと思えます。私たち下田市としましても、その高い理想に向けて、狭い難しい坂なんですけれども、その坂を上っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから、広域ごみ処理事業に関する御質問をいただいておりますので、順次回答したいと思います。

初めに、1市3町の敷根の清掃センターの現在地に建設することの是非についての御質問でございます。

施設用地の選定につきましては、これまでも沢登議員から同じ質問を受けており、既に

お答えをしてくれているとおりですけれども、水道水源保護地域あるいは自然公園法により、指定されている公園、地域、それから、都市計画マスタープラン、そういったものに定められました土地利用方針、それによりまして、観光地であるとか、自然環境や景観に影響を及ぼしかねない地域または保全すべき樹園地や農地等、そういったものは除外した上で、地域を絞り込み、その中で都市計画上の位置づけや、あるいはアクセス、それから環境等の要件を踏まえて、現在地というところを設定しているところでございます。

それから、2点目、1市3町の炉が、どこが老朽化しているのだろうか。あるいは、下田と南伊豆町、松崎町と西伊豆町という枠組みの検討についての御質問がございましたので、お答えいたしますが、施設の状況につきましては、これまでの沢登議員の御質問にお答えしているところでございますけれども、対策といったものを講じていかなければ、近い将来、ごみ処理事業を継続していくことが困難になるような事態も想定されるような状況でございます。

現在の広域化協議につきましては、それぞれの施設のこういった老朽化、それから、稼働率の低下といった共通課題を解決するために、各市町が単独でごみ処理事業を行うより、施設を集約化し、1市3町広域で行ったほうが経済性、効率性、環境負荷等の観点からも優位であると。そういった判断に基づき進められているところでございます。

御提案の枠組みでは、スケールメリットといったものも働かないということになりますので、課題の抜本的な解決にはつながらないというふうに考えております。

それから、3点目のワークショップですけれども、こちらにつきましては、先ほど中村議員の一般質問でお答えしたとおりでございます。1市3町の住民、事業者及び行政が協力して、ごみの減量化、資源化の推進など、ごみ処理の各段階でできることについて一緒に考え、地域全体で循環型社会の形成に取り組んでいくといったことを目的に開催することとしております。

事業系ごみにつきましては、まずは事業者が取り扱うごみの適切な分別等について、広報あるいはチラシ等を活用しまして、周知啓発を進めるところから始めたいというふうに考えております。

それから、プラスチック資源の循環につきましては、現在、対応できていない容器包装プラスチックへの分別回収といったものは、新たな資源化施設の稼働開始に合わせて実施することを予定しております。

プラスチック資源循環法への対応につきましては、国あるいは他市町の動向などを注視し

ながら、引き続き1市3町で協議するというふうなことであります。

それから、ごみの資源化計画の策定についての御質問でございますけれども、昨年度策定しました広域ごみ処理基本構想、こちらでは令和9年度時点でのごみ総排出量を令和元年度対比で20%減、資源化施設の稼働予定年度である令和11年度時点で総資源化率を令和元年度実績の14.9%から20%に引き上げていくというふうに見込んでおります。そちらの目標に向けて、さらに減量化、資源化の施策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 私のほうから、新庁舎建設事業でございます。

新庁舎建設につきましては、議員御指摘のとおり、平成21年度から様々な候補地の検討をされ、現在に至っているところでございます。現時点におきまして、市としましては、下田市河内におきまして、令和8年度、本格開庁、全面開庁ということで、建設の作業を進めているところでございます。

コロナ禍におきまして、この計画地、計画期間内に庁舎を建設するというにおきまして、現在の市役所に求められている機能、将来、市役所に求められていく機能、それに事業費、こうしたもののバランスを見ながら、様々な設計、その他の作業を進めているところでございます。この経過につきましては、段階ステップごとに議会の皆様にも御説明、御審議をいただきながら進めてきているものと考えております。

続きまして、御質問の内容でございますが、まず1点目の国道との接道につきましては、こちらの国道との接道は、開庁時におきまして必要不可欠なものと考えておりません。さらに、現状で計画地と国道との間に民有地が存在していること、高低差があることなどから、今回の計画では一旦切り離して検討しているところでございます。今後、伊豆縦貫自動車道の整備の進捗等に合わせて検討してまいりたいと考えております。

2点目の新庁舎新築棟の面積と教育委員会等の旧市街地への配置につきましては、まず新築棟の面積につきましては、令和4年6月改訂の基本計画では2,500から3,000平米としております。これは総務省資料を参考に算出した新築棟の想定面積を使用しております。今後の新庁舎の設計に当たっては、現状と今後の社会ニーズの変化を十分に加味し、今後想定される人口減少、行政デジタル化、効率的な空間活用等の多角的な行政サービス改革を行い、機能性は維持しつつ、可能な限り低コストでコンパクトな施設の提案を求めため、今回、2,000から2,500平米を目安としてプロポーザルを実施するもので、今後、設計業者が決定し

た後、基本設計の検討において、さらに詳細の検討を行いたいと考えております。

教育委員会等の旧市街地への配置すべきとの御意見につきましては、平成29年度に策定をいたしました基本計画の検討におきまして、機能を可能な限り集約させ、市民の利便性向上、行政事務の効率化を図ることが決定をしております。新庁舎につきましては、現庁舎にある機能に加え教育委員会も含めることで、より利便性を向上させ、市民の皆様にとっても利用しやすい市役所になるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の先行移転計画につきましては、現庁舎の安全性確保を見据えた中で、補強工事費、工期、行政機能の継続、引っ越しなど、様々な視点から検討を行ったもので、コストを抑え、早期の安全措置を図るための効率的な方針と考えております。改修工事や引っ越し費用につきましては、手戻りを最小限に抑えながら、全体経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

4点目の旧体育館の利用につきましては、稲生沢川洪水浸水想定、改修コスト、法的な規制、敷地の活用方法など、様々な観点から検討を行い、解体をして、利用者駐車場という形で考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（斎藤伸彦君） 私のほうからは、今日のコロナウイルス感染症をどのように考えるかという質問についてお答えさせていただきます。

議員の包括的な質問の中で、市民保健課の部分をお答えさせていただきます。

まず1点目、今日のコロナウイルスをどのように考えるかという点ですが、下田市におきましては、これまでコロナ禍で培った経験を生かし、関係機関と連携を図って、様々な対策を講じてきましたが、オミクロン株、いわゆるB A . 5という強力な感染力を持つウイルスにより、6月下旬から徐々に感染が多くなり、第7波に入ったと考えられます。現状については、議員の御指摘のとおりです。

この期間、行動制限がなかったこともあり、連日の感染者を出し、特に夏休みに入った頃や、お盆時期を越えるあたりで感染のピークを迎えたと考えております。今は徐々に発生者も低減し、最近では感染してしまった市民も落ち着いて行動するようになってきたことから、市内の病院でも通常の診療を受け入れる状況と今現在はなっております。

2点目の発熱外来状況や、抗原検査、PCR検査について御質問です。

発熱外来を受診する方が多い状況はまだ引き続き続いております。感染のピークが超えた

あたりから、徐々に問合せや来院する患者数は減ってきたという報告を受けております。

なお、市では、発熱外来への負担を軽減すべく、8月の25日から18歳から39歳までの有症状者のうち、リスクの低い方に対して、抗原検査キットの配布を実施しております。自身で検査し、陽性の場合は静岡県が設置する自己検査療養受付センターへ登録することによって、医療機関に出向かず、自宅療養し、以後の公的支援を受け入れられる事業を実施しております。そういった内容で発熱外来の負担軽減を図っております。

また、病院における検査の内容につきましては、患者の症状に対応して、PCR検査、抗原定量検査及び抗原定性検査を選定して使用しておるといった報告を聞いております。

次に、3点目、入院者と医師、看護師等の体制について、自宅療養者への医療等のサービスを含めてという御質問に対しましては、今現在、賀茂保健所圏内では、下田メディカルセンターに加えて、複数の病院でコロナ患者の入院を受け入れており、院内の医師や看護師、また、病床の配置については、感染予防の対策を講じつつ、いわゆるゾーニングや動線の確保によって対応しております。状況により保健所などに相談し、その指示の下で迅速な対応を取るようになっております。また、自宅療養者に対しましては、県により食料支援が行われております。

4点目につきまして、病院や介護施設についてのコロナウイルス対策についてという質問でございます。

病院、いわゆる医療機関における新型コロナウイルス対策につきましては、厚生労働省や関係機関から出される感染症に対する手引きやガイドラインなどに基づき、各医療機関の実情に応じた対策を講じております。基本的な感染予防の徹底をはじめ、医師、看護師などの職場の持ち場やタイミング、また、さらに訪れる個々の患者の様子など、様々なケースに応じて適切な感染対策を実施しております。

この感染管理に対するガイドライン等は、感染状況や社会状況に応じて随時改定されており、これらを適切に取り入れることにより、安全な運営を心がけているということを承知しております。

また、介護施設につきましては、静岡県が福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアルや感染の予防ガイドライン等を発出しており、各施設はそれぞれ感染予防に取り組んでいるということを承知しております。

また、入所施設に限らず、居宅系サービス事業者、いわゆる介護サービスですが、嘱託医と連携して、利用者及び職員のワクチン接種というものも進めております。静岡県では、福

祉施設に向けて、感染防護資材、これはマスクや手袋、ガウン、抗原検査キット等のことですが、それらの配布を行っております。今回、介護施設に確認したところ、抗原検査キットは施設定員に応じた数のキットが定期的に届けられており、職員も定期的に検査を実施し、検査の実施内容については、県への報告は求められるということで、確実に院内での感染についての対策はしておるということです。

5番目としまして、ワクチン接種や経口薬についての御質問がありました。

ワクチン接種につきましては、報道等で御存じかもしれませんが、国から第5回目の接種の準備を進めるようにという指示が出ております。今回、9月補正予算にその関連経費の審議をお願いしているところです。現状想定している対象者は、初回接種を終えた12歳以上の方で、下田市においては1万7,000人程度を接種対象として予算計上しております。そのことに使用するワクチンにつきましては、新たにファイザー社製とモデルナ社製で開発された2価ワクチンとなり、これまでのワクチン成分に加えて、オミクロン株B A . 1に対応した成分が入ったものと聞いております。現在、国において薬事承認中となっております。今後、ワクチンの承認や法改正に合わせ、ワクチン供給の状況に沿って接種を進めてまいります。

経口薬についての御質問がありましたが、現在、2種類、ラゲプリオとパキロビッドという薬剤が一般的に用いられております。国が製薬会社から全て買い上げ、必要とする医療機関等に必要数を配布しております。また、医療機関では、それぞれ感染の状況に合わせて、医師の判断により経口薬を使い分けておるということ聞いております。

市民保健課からは以上になります。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、新型コロナウイルス第7波感染拡大とその対策についての御質問の中の学校における対策についてお答えを申し上げます。

学校では、基本的な感染対策を徹底するとともに、各校の状況を踏まえ、接触や交流を伴う活動は避ける。放課後は速やかに下校するなどの対応を行っております。

また、学校内での感染拡大を防ぐためには、家庭との連携が大変重要となります。感染が急拡大の傾向が見られた7月4日には臨時校長会を開催し、今後の対応について協議を行い、児童生徒全家庭に感染症拡大防止への協力を依頼するメールを送信、その後も感染が続いたため、3連休前日の7月15日には教育長メッセージ、7月22日、終業式の日には夏休み前の注意喚起メールを送信し、発熱が見られるなど体調がふだんと異なる場合は登校を控えること、感染拡大が落ち着くまで、友達の家遊びに行くといった行動はできるだけ避けること

など、家庭にも協力を呼びかけています。

小中学校では、8月24日から2学期をスタートしております。今後もコロナウイルス感染症の状況に留意しながら、市校長会や学校医、保健所とも連携し、児童生徒の安全確保並びに教育活動の継続に努めてまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） 総務課でございます。私からは、新型コロナウイルスの対策のうちの職場でのコロナ対策ということで、下田市の市役所の対策について御答弁申し上げます。

市役所での新型コロナ対策といたしまして、職員に対して下田モデルカードを活用し、毎日の検温や発熱、せき、喉の痛み等、体調管理を徹底するとともに、場合によっては出勤を控えることとさせていただいております。庁内では、検温・消毒器やパーティション、ビニールカーテン等の設置をするとともに、1日4回の定期的な換気や消毒の実施等、感染症対策を実施しているところでございます。

なお、職員感染が判明した場合は、庁内ではマスクを着用しているものの、せきが近くであるなど、職場内での感染に不安を感じる職員に対しては、状況に応じて抗原検査キットを活用するなど、職場内における感染拡大を防止する取組を行っているところでございます。

今後とも、基本的な感染対策を徹底するとともに、状況に応じ検査キットを活用し、職場内の感染防止に努めていきたいと思っております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 新型コロナ禍に対する暮らしと営業を守る対策とその成果について御答弁申し上げます。

新型コロナの長期化に伴い、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を求められると認識しております。感染拡大防止につきましては、市内事業者が行う感染防止対策にかかる経費への補助として、新型コロナウイルス感染症防止対策経営改善補助金事業を行っております。令和2年度から累計185事業所に利用していただき、市内事業者における感染防止の充実に一定の効果があったものと考えております。

経済対策としましては、現在、プレミアム付商品券事業を実施しております。1万部用意した商品券は完売しておりまして、約7割が既に利用されていることから、プレミアム分の利用も含め市内消費の喚起と事業者支援に効果があるものと考えております。

また、原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減として、8月22日より、原油価格・物価高騰対応事業者支援給付金の給付を開始したところでございます。昨日までに722件を受け付けておりまして、迅速な給付事務を行うとともに、多くの事業者に制度を利用していただけるよう、引き続き周知に努めてまいります。

今年の夏は、3年ぶりに行動制限がなく、海水浴場の入り込み客数はコロナ禍前の60%までに回復しました。市内経済にとっても好結果であったと受け止めておりますが、一方で、感染拡大、第7波を含めた新型コロナの影響は今後も継続すると見られることから、引き続き市内経済への影響を注視しながら、状況に応じた事業者支援を検討してまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

13番（沢登英信君） はい。

議長（滝内久生君） それでは、午後1時10分まで休憩します。

午後0時7分休憩

午後1時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

市長（松木正一郎君） 先ほど中村議員の質問に対する私の答弁の中に一部誤りがありましたので、それについて訂正申し上げます。

市制50周年の記念式典の日にちでございますが、1月24日ではなく、1月14日でございます。ここにおわび申し上げ、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 質問に対します答弁をいただけませんで、非常に残念に思うわけがあります。

再度お尋ねをいたします。どういうわけで、南伊豆町湊に1市2町の焼却炉を造ろうという計画が平成26年から30年にかけて議論され、討論されてきました。そして、その場所が悪

いから、この南伊豆提案の案がだめになったわけではない。どういうわけで南伊豆町のこの場所の案が議論されずに、下田市の敷根に持ってきたのかと。市長はどのようなほかの首長さんと議論をしたのか。この問いに対して一言の返事もいただいていない。御返事いただきたい。

それから、例えば西伊豆町と松崎町の組合せを武田議員が、松崎町の町議が提案をしていますが、これに対してスケールメリットがないからだめだと、こういう御答弁をされていますが、それならば、スケールメリットとは何か。106億円からの新築をしようという中で、西伊豆町と松崎町は合わせて41億円の建設負担金を出せと、こう言われているわけです。ところが、西伊豆町の町長さんの大改修案には25億でできるとすれば、そこに16億もの安上がりの体制ができるんじゃないかと、こういう議論を武田議員は展開をしているわけです。南伊豆町の炉にしましても、既に長寿命化の計画はたしか6億5,000万程度でできると。22億からの負担金を出せと。新しい炉を造る必要があるのかという問題提起をしているわけです。新しい炉を造ろうという発想が問題ではないのかと。今ある炉を最大限使って、そして、その10年なり15年の間に、燃やさないごみのシステムというのを考えたらどうかと、こういう提案をしているわけです。

ところが、課長の答弁は、先ほど小泉環境大臣の発言を御紹介しましたけども、これはもうまさに焼却炉を造るんじゃないよと、焼却しない方法を考えましょと、こういう提案をしているわけです。サーマルリサイクルというようなのはまやかしたと。焼却することがリサイクルだという考えは改めなさいよということを国の責任者が言っているわけです。にもかかわらず、熱回収の施設をやるんだと、こういう答弁をしているわけです。ぜひともここは考えを直していただきたいと思うわけでありませう。

さらに、14.9%のリサイクル率を20%にするんだと。これはごみ処理の下田市の基本計画の中の数字でもあるのかもしれませんが、人口減少がしていく中で、努力しなくても、黙ってても20%程度のリサイクル率になっていくという、こういう数字と違いますか。実態的にこういう努力をして、もっと大胆に今のごみの量を3年間で50%減にすると、こういうような大胆な方針を立てて、それに向かって努力すべきではないのかと。

ワークショップで、ここを必ずしも否定するものではありませんけども、その程度で実現できるものではないんじゃないかと思うわけです。各地区の組の組長さんや、婦人会や多くの人のところへ出向いて行って、こうこうこういうわけで、こういう仕組みで、ごみを削減してくださいと。こういう取組なくして、目標もあり得ないじゃないかと思いますが、それ

から、そういう意味では、環境影響調査はクリアすればそれでいいんだということですが、あそこは敷根川もあります。ボラが泳いでいるようなきれいな川にだんだんできていようかと思うわけでありますが、さらにきれいにしなきゃならないという課題があるんじゃないかと思うんですが、そういうことの人々の健康や環境に関する調査はこの6項目から外れていますよね、生活環境影響調査で調査するのは。そういう調査がそこに加わって、人の健康には影響ないよと、こういう結果だよということであれば、多くの方が納得していただいようかと思いますが、迷惑施設であり、焼却工場であることは間違いがない。しかも、下田市だけではなくて、1市3町のごみを集めて、そこで燃やそうという、新しい工場を造ろうという、清掃工場を造ろうという発想ですよ。問題が多過ぎじゃありませんか。市長、どうでしょう。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、南伊豆町の提案が白紙化したというところの経過について御質問でございます。

昨年中の一般質問でも、こちらについても既にお答えをしているところでございますが、南伊豆町の提案につきましては、例えば民設民営ということで、公共、いわゆる自治体等の関与は大変低下してしまうと。民営の会社のなすがままになってしまうんじゃないかと。そういった懸念があるであるとか、そういったところの理由から、下田市がまず参加を見合わせた。次いで、同じような理由で松崎町が不参加ということで、全体として協議が白紙化したという経過を追っております。

この南伊豆町の提案が白紙した後、下田市が事務局を引き継いで協議を開始したわけですが、その際、下田市の環境審議会等の中でも、今回、下田市の施設が老朽化が懸念されて、ごみの施設が更新する必要がある中で、将来の人口減社会等を見据えて、引き続き広域化等の検討を進められるよう要望するといった答申を受けて、そのような中で、下田市が事務局を引き受けて、広域化というものを視野に入れた中で、協議を始めたところでございます。

それから、スケールメリットについて御質問がございました。

新しい炉を造る必要があるのかというところでございますけれども、これまでの経過で御承知のとおり、それぞれの市町の施設の状況、それから、今後の人口減社会であるとか、そういったもろもろの事情を各市町、1市3町で検討した中で、新しい施設に集約化をして、1つのトンネルコンポスト等の燃やさない方式等も検討した中で、最終的に1つの焼却炉を

造って、それから資源化施設を造って、1市3町のごみ処理体制を持続可能なものとして継続するためにやっていきたいと思いますということで、昨年3月、1市3町でやっていくということが合意されたところでございます。

それから、熱回収をやるのかということで、熱回収についての御質問がございました。

冒頭に市長が申しあげました廃棄物の処理基本方針、これは循環型社会形成推進基本法等に定められて、それを基に基本方針というものが定められております。この中で、ちょっと読み上げますと、これは改めて大量生産、大量消費、それから大量廃棄型の従来社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換をさらに進めていく必要があると。その考えを踏まえまして、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、不法投棄、不適正処理の防止、その他の環境の負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に、できる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とするというふうに定められております。

現在もこの基本方針について変更はされておられません。この考え、そういった基本方針に市のほうでも基づきまして、基本構想の中で持続可能な施設、1市3町のごみ処理施設の在り方として、現在の計画というものを進めているところでございます。

それから、リサイクル率についてですけれども、14.9%から20%、1つの現在目標として基本構想の中でも定めております。基本構想の中でグラフがありまして、何もそういったごみの減量化等の施策をしないまま推移しますと、ごみの量は減っていかないよというようなグラフも掲載されているところです。そういったごみの減量化、資源化というものをきちんと進めていって、初めてこの20%という目標も達成できるものというふうに考えております。

それから、環境に関する調査、現在行っております。敷根川のところの調査がないんじゃないかというような御指摘がありましたけれども、現在の環境影響調査につきましては、法律等の定めによって定められている項目に土壌を加えた形でやっております。川の調査につきましては、市のほうで調査を実施しております。そういったところで、特に問題も出ていないところでございます。もともと施設から排水するものは浄化槽の一般排水へはございまして、今回の調査については含まれておらず、定例的な調査等に対応しているところでございます。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 課長の答弁にありますように、湊の場所が悪くて破綻したわけじゃないですね。民設民営で、1トン当たり、たしかその頃、4万5,000円程度で処理できると。大変安い処理だなと。全国平均的な数字かと思うんですが、当時、そしてまた、今も6万2,000円ほど、実際は下田市は今かかっているわけですね。民設民営であるので反対したということであれば、どういうわけで、湊の焼却炉でそこに造ろうということと、下田に造るということをお首長さんたちが議論をしなかったのかと。返事は何も無いわけですか。これから見ると、下田市長が下田の敷根でやるから納得してくださいよという提案をしたと。そういう理解でいいのかと。そういうことを聞いているわけですか。にもかかわらず、何回聞いても、その答弁がない。そういうことだという理解をしていいのかということを確認をしたいと思います。

それから、事業者への取組で、啓発活動をするんだという答弁でございますが、事業者にどういう啓発をするんでしょうか。啓発をする前に、どういうごみがどれだけどういう具合に出されて、自分とどこでどういう具合に処分されていると。あるいは、市にはこういう点をお世話になっていると。こういう調査を、まず聞き取り調査を前回もすべきだという提案をしておりますが、これらの対応や答弁が残念ながら全くいただけてないと。私はそういう調査をまず、ワークショップも必要ですけども、そういう調査をどうしたらできるのかという体制をつくらずにおいて、ごみの処理計画なんかあり得ないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

1問ずつ、それぞれ聞かせていただきます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 初めに、南伊豆の御提案の内容が白紙化したときの首長会議があったのかということですが、ちょっと時期的なものは、すみません、失念してしまいましたけれども、当然各首長の意思形成というものの、それから議会等への報告といったものが行われた上で、各市町の結論という形で意思決定をされています。首長会議も当然行われていたかというふうに記憶しております。

それから、事業者の周知関係ですけれども、事業系ごみの中では、事業者が出すごみというのは、各事業者が各自で責任を持って廃棄処分をすることになっておりますけれども、いわゆる産業廃棄物であること、それから、事業系の一般廃棄物と、そういったような区分け

というのが出てくるわけです。市のほうでは、事業系の一般廃棄物だけを受け入れられるようになりますけれども、事業系ごみというところで、各事業者さんが、下田というのは地域的に小さな個人事業であるとか、小規模の企業体が多いということで、なかなかその家庭ごみと事業系ごみの区分けといった、そういったものまで周知が広がっていないというふうなものが実態としてあるのではないかとこのように考えております。ですから、調査というものも前提にしながら、まずはチラシ等、それから広報等を活用した中で、事業系ごみというものについての取扱い、分別の仕方とか、そういったものの周知を図っていこうというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 事業系ごみと産廃としての事業ごみの区分の難しさというのは、課長の御指摘のとおりだと思いますが、そこら辺は下田市の現状に合ったような区分の仕方を早急に確立をして、御協力を願うということが必要ではないかと思うわけです。ですから、少なくとも市役所だとか、県の出先機関であるとか、そういう事業所あるいはあおきだとか、サンプラザとか、いろいろそういう大きなところもあるわけで、プラスチック等のこの対応をしていくということになれば、そういうお店といいますか、事業者とも協力できるところの内容を探らなければ、計画というのはあり得ないじゃないかと思うわけです。多くのお客さんがお刺身等々のトレー等々、包まれているものをそこでお買物をしていくわけですので、一定の支援と協力体制もそのお店はしているわけですので、そういう調査をきっちりして、20%といわず、私が提案しているような、3年間でごみの量を半減できるような計画をぜひつくり上げていただきたいと、こういう具合に思うわけです。

そういうことからいきますと、やはり1市3町のごみは搬送をするだけでも300台以上の車が来るというようなことは明らかにしているわけですね、課長自身が1日に。そうすると、来ただけですぐ帰るわけじゃないと。どこの地区の西伊豆のごみか、松崎のごみか、ちゃんと区分して、そのトン数を量ってというようなことになれば、大変な混雑がそこで起きるということを指摘してきているわけですね、市民の皆さんは。そういうものに指摘されても、それがあたかも問題がないかのように、多くの問題があるにもかかわらず、問題がないかのように、法律さえクリアすればいいんだと、こういう姿勢というのは、市長、ぜひとも改めていただきたいと。

本当に1市3町がメリットがあるのか、松崎の武田議員が提案しているように、西伊豆、

松崎で区分するのがいいのか、あるいは下田と南でやるのがいいのかを、改めてそういうものをチェックしてきて、1市3町がいいんだという結論を出したのならともかくも、そういう具体的な指摘や提案を一切チェックや調査もしないで、1市3町で下田に焼却炉を造ればいいんだと、敷根に造るんだと、こういう強行的な決定をして、それを推し進めようという松木市長の今の姿勢はいかななものかと、こういう具合に思うわけですが、それについての見解を最後に市長に、ごみ問題についてはお尋ねしたいと思います。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 今般のごみ焼却場の広域的なものとしての新設について、これはコストとしても不適切ではないかという、そういった御意見がございました。トータルコストとして判断しなければならない。ここをちょっと丁寧にお話ししたいと思います。

トータルというのは、つまり、長期的に見て、いわゆるライフサイクルコストと言われるように、建設費の初期コストと、それから、その後の維持費、運営や修理、そういったもののランニングコスト、これの合わせたものになるわけです。

20世紀の終わり、今から20数年ぐらい前、「荒廃するアメリカ」という言葉がはやったのを、人口に膾炙していたのを御記憶だと思います。橋が落ちたり、ビルが崩れたり、要は寿命がきたインフラ、これがどんどん壊れていった。日本も戦後の復興期に築造された数々のインフラが、そろって更新の時期を迎えた21世紀の初めのころだと思うんですが、このときに限られた予算でそれらを全て一律に新設することができないために、時期をずらすということで、アセットマネジメントというような言葉とともに、長寿命化計画と称して、インフラを少しずつ延命させて、それによって、初期投資のかなりの額の必要なものを順々に新設していったわけです。これらは時期をずらすための延命化であり、完璧な修復ではない。ここに注目すべきだろうと思います。つまり、やはり初期投資と維持費のトータルで考えたら、これは新設せざるを得なかったということです。こうした考えで私は物事を進めています。

さらに、もう一つが、全体最適というものです。これは個別に最適値を求めていったら、必ず全体としては最適にならない。これは算数でよく言われます。何ならまた後で丁寧に御説明申し上げますが、個別最適を足し合わせたら、必ず全体最適にはならないというふうに言われています。つまり、広域的にみんなで、メリット、デメリットあるけれども、力を合わせてこの賀茂地域として最適なものは何なのかといったことについて、事務局で案を練り、それを首長が審査して判断していた。その判断の過程において、議会のほうにもお示しして、

御理解をいただいて進んできたものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 意見だけ、この点について申し述べておきたいと思いますが、各町村の担当者が議論されたということはそのとおりかもしれませんが、その議論の柱になるものは日本環境衛生センター、ここの結論をそのまま用いているだけではないでしょうか。自分の目で自分の町をきっちり分析をして、どうあるべきかを議論してくださるようお願いをしたいと思うわけでありませう。

次に、新庁舎建設事業についてお尋ねをしたいと思っております。

総務省の基準に従って、一応面積基準を算出したものですと、こういう御答弁をいただいたと思いますが、国道に接しないでもいいという基準はどこから出てきたのか。先日の4階建ての建物のときにも、国道と接しなきゃだめだと。したがって、金がかかるけど、人工地盤を造って国道と接道するんだと。こういう議論がどういうわけで、今度、消し飛んでしまったのか。国道と接しなくていいという結論はどこから出てきたのかと私は思うわけですね。

防災拠点としての庁舎は国道と接しなくていいんだと。しかも、今、接しているところは県道、子どもたちの通学路にもなっているような、そういう道路だと思うわけですね。この新庁舎検討業務、東北大学の建築空間、ここに100万余で調査を依頼していますね。この図面のどこを見ても、国道との接する図面になっているわけですね。国道と接しない形でいいというようなことを東北大学の建築空間学研究室に下田市が依頼した図面はなっていない。にもかかわらず、接しなくていいんだという結論は誰がどこからどういう具合に導き出してきたのか、再度お尋ねをしたいと思っております。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 国道との接道に関しましては、前回計画におきましては、建設の申請としまして、開発行為の申請が必要であったというところがございます。この開発行為の申請の条件といたしまして、9メートル以上の道路との接道が必要ということで、前回は国道の接道を計画として含んでいたところがございます。

今回につきましては、開発行為の必要性がない規模の開発となっておりますので、今回の建設におきまして、接道が必須の条件となるものではないということで進めているところがございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） この開発行為という都市計画上の枠組みがあったからやったんだと。接道させたんだと。今度はこの枠組みがなくなったから造らなくていいんだと。やはりこういう考え方はおかしいんじゃないでしょうか。どなたが考えても、防災拠点としての庁舎を造ろうというときに、国道と、その地域で一番大きな道路と庁舎が接していなくていいんだと。こういう考えの下で設計をしたとすれば、それは防災拠点になり得ないんじゃないかと私は思うんですけども、そういう判断はどうして出てこないんでしょうか。接しなくていいんだという判断がどうして出てくるんでしょう。

答弁がないようですから、それ、しょうがないと思うんですが、さらに、この庁舎も耐震をするために十分ではないけど、一定の安全の対策を取るわけですよ。今から今年も含めて取るわけですよ。工事にやがて入ると。そういう中で、2年間ここにいるのか、4年間いるのかという違いがそこに出てこようかと思えますけども、2年間のために改築棟に議会や市長室や防災対策のところが移転をして、再度、その2年後に新築棟ができたなら、さらにそういう施設をまた新築棟のほうに移転させるんだというのは、安全性のためと言いながら、おかしいんじゃないかと思うんです。じゃあ、改築棟のほうの安全性より、新築棟のほうがあるから、そっちへ移るんだと、こういう議論だとすれば、改築棟、旧校舎に置かれた職場の人たちはどういうことになるんだと。そんな論理というのは、やはりあり得ないんじゃないかと思うわけです。2年先に行くんなら、もう新築はできても、そこに配置されたものはそこに配置をします。あるいは、それができないなら、4年間ここにいればいいんじゃないでしょうか、出来上がるまで。何でそういう考え方に立たないのかと。できるだけ安く建設し、運営していこうということが、今の状況では私は大切なことではないかと思うわけです。2年間の利便性よりも、やはりそういうことを重視すべきではないかと、こういう具合に思うわけですけども、どうなのかと。

そして、そういう考え方からいきますと、この体育館を解体するなんていうのは、やはり愚の骨頂じゃないかと思うわけです。この国道のほうから接道ができるということになれば、全く体育館を解体するという必要性はどこにもないと、こういう具合に思うわけです。体育館を解体するのは、道路が狭くて入り口が狭いからだ、という説明で、そこを駐車場に、体育館を解体して、そこを駐車場にするんだという御答弁ですけど、駐車場はグラウンドのほうもありますし、当初建てようとした約5,000平米ぐらいの1億4,000万等で買った場所もあるわけですから、体育館を解体をして駐車場を造らなければならないというような事情は、

どう考えてもどこにもないと、こういう具合に思うわけです。にもかかわらず、体育館等を解体をして、そこを駐車場にしようという案や計画は、どういう理由というか、納得をしてそれがいいなということになったんでしょうか、お尋ねします。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 2点ほど申し上げようと思っっているんですけど、まず、体育館の解体、今おっしゃったことから先に申し上げますと、さっき、私がお話したライフサイクルでの考えですね。つまり、今あるものを残して、それで改修して使うのと、解体してしまうのと、どちらが総合的に考えて安いかということでございます。あるいは合理的かということでございます。

それから、もう一つ、前回の計画では、沢登議員だけでなく、皆さん御承知だと思います。前回の計画の敷地は、今やろうとしているその中学校の敷地を含んでいません。新しく確保したあの用地を見て、私は驚いたんですが、周りをほとんどぐるりと民間の建物が取り囲んでいたわけです。こうしたところに公共施設を建てるのは、いろいろな意味でよろしくないというふうに言われています。特によくないのが防災面です。

これは東京の国技館の裏辺りに横網町の公園というのがございまして、行きますと、関東大震災の資料館として無料で入れる、そういった建物がありますので、ぜひ何かの折には訪れていただきたいと思います。私は何回も実はそこを自分なりにいろんなことを考えようと思っって行っております。

横網町の公園は、あの大正時代においては被服廠跡というふうに呼ばれていまして、要は軍で使う服だったような気がするんですけど、そこを作る工場、その工場がなくなって、公園にしようとして、公園を建設中だった。つまり、空き地だったので、関東大震災でその家が壊れた人たちがみんなそこに集まったんですね。その避難した方々が、たしか相当の数だった、数万という数字だったように思うんですが、その人たちが周りの家が燃えてしまっって、熱の旋風というんでしたっけ、何かそういうものがあれで、牛までも飛んだという絵が残っています。一瞬にして彼らが焼け死んで白骨の山になったんですね。それでもうとてとてもも個体識別ができないので、もう合わせて地下に埋めて、今も祭ってあるわけです。

こういうみんなが集まるような場所について、例えば議員御指摘のとおり、災害拠点になり得るようなものが周りを取り囲まれているというのは非常に具合悪いわけです。アプローチとして、国道側と、それから市道、蓮台寺のほうから、駅から来る道の両方から道を入れていましたけれども、あれは本来は面的に道路に接しているべきだったわけですね。今回の

計画のしたがいまして優れているところは、学校敷地とセットになったために、面的に414の元下田街道だった現在市道になっているところ、あそこに接することができるようになるわけです。先ほどの体育館も、そこをとれば、かなりオープンな形で道路と接することができます。こういったことが非常に重要であろうというふうに考えております。

私たちは、この横網町公園の悲劇から何を学んで、あの計画をどうより合理的なものにするのか、コストを含めて、それを検討してきた結果が、現在の計画であるというふうに御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 市長関係、議会関係の引っ越し等の部分でございます。

まずは、今回の計画におきましては、最終的に、30年後、40年後という中で、新庁舎がまずはある程度独立した新しい市役所として存続していくというところをまず考えておりますので、最終形として、市長関係、議会関係については、新庁舎に入るのは望ましいだろうというふうに考えております。

そうした中で、今回の現庁舎から新庁舎へ移る間の方法について、いろいろ検討してきているところでございますけども、先ほど議員もおっしゃったように、まずコストというもの1つ大きなポイントになるかなというところがございます。そうした中で、例えば本館を耐震補強する。西館についても、2階部分まで含めて耐震補強するという、そうした場合のコストと、改修棟を先行して移転させるコスト、こうした部分を比較した中で、先行移転という形のほうがコスト的にも有利ではないかというところの検討の中で、今回、先行移転を選択をしたところでございます。ですので、単純にやりやすさとか、そういうことではなく、コスト、そういったものも含めた中で検討して、議会、市長関係についても、一旦改修棟に入った上で、改めて新築棟ということが最適であるということの検討の中で進めているところでございます。

先ほど説明でも申し上げましたが、なるべく中学校の改修棟の改修につきましては、なるべく工事的な手戻りもないような形で進めたいというふうに思っておりますので、その中で改修部分の経費についても、できる限り圧縮をして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 市長及び課長の言われることは何回も聞いているんですが、申し訳な

いですが、なかなか納得ができないと。その体育館を解体をして、そこを駐車場にすることが、全体的に道路との接道も広げてよくなるんだと。こういう御説明でございますが、やはりそういう接道は、別に体育館を解体までしなくても私はできるのではないかと思うわけです。サンワークの体育館しか、そういう意味ではない、こういう現状の中で、体育館を壊してまで駐車場にする必要があるのかという疑問については、ぜひとも再度御検討をいただきたいと、こういう具合に思います。

それから、令和4年の8月26日の全協で、この新築棟500平米ほど削減する案を御提示いただいたわけですが、この500平米の減はどこなのかということと、やはり入札しても落札者がいないとか、落札者がいても大変予算内でとどまらない、増額をしなければならぬと、こういうことは前回繰り返してきたわけですので、こういう事態というのは避けなければならないと思うわけです。そういうことになりましたと、安価といいますか、できるだけ安く造るということになれば、庁舎の延べ床面積を適当に縮小していくという検討は必要だろうと思うわけです。そういうことのない中では、今、提示している金額では、22億でしたが、ではとても受け手がないということになるんじゃないかと思うんですが、その点を含めてどのようなお考えなのか。具体的な提案としては、健康センターや、教育委員会等含めまして、幼稚園や保育園がそれぞれ廃園にやがてされていく。ここ四、五年の間には廃園になるということが想定がされている状態だと思いますので、そういう施設を含めて利用するという検討というのが

議長（滝内久生君） 残り5分です。

13番（沢登英信君） 必要だと思うわけです。その点についてどのようなのか、再度お尋ねいたします。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 今回、プロポーザルにおきまして、基本計画よりも少し小さい面積でプロポーザルの提案のほうをお願いしているところでございます。こちらにつきましては、明確に、例えば何課の何人とかという形の想定というよりは、先ほど御説明したとおり、今回の設計のプロポーザルに当たりまして、基本的な考え方、基本的な技術提案として、できるだけ人口減少、行政デジタル化、効率的な空間活用等を踏まえた中で、適正な行政サービスの執行、行政機能の維持、そうしたものをなるべく低コストでコンパクトにということ、そういう提案をいただくための条件という形で、提案のほうをしているところでございます。ですので、今回のプロポーザルでそういうコンパクト化とか、デザインとか、アイデ

アに富んだ事業者さんが恐らく選ばれてくると思いますので、その選ばれた事業者さんと、基本計画はこれから、その後、つくることになりますので、その時点で様々な可能性について検討して、コンパクトで機能性を持った、なおかつ、事業費がある程度適正だと、そういった建物の建築設計を目指していきたいというふうに考えております。

もう1点、繰り返しになりますけども、基本的に今回の庁舎建設におきましては、できる限り市民サービスに関わる部分については集約するという基本計画の中で動いておりますので、現状におきましては、その方針に沿って進めたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 集約化するのを考えているということで、提案が切り捨てられているわけですが、やはりそこはもう一度、ぜひとも要望としては見直すべきではないかと、見直していただきたいと要請をしておきたいと思います。

それから、次のコロナの問題であります。発熱外来がパンクしそうで、この8月の25日からは自分でかかっているかどうか分かるようにキットを配布をしたと。こういう状態になっているという、大変な事態になっているということだろうと思うわけです。ですから、そういう意味では、市役所の職場においても、あるいは、学校や介護施設においても、それぞれの人たちがキットをもって、定期的に検査ができるような仕組みをつくる必要があるんじゃないかと思うわけです。その点の実態はどうなっているのか、再度お尋ねしたいと。

それから、コロナになった人は自宅療養だと。症状がなくなってから10日たてば外出してもいいよと。こういう指示を保健所が出しているようですが、急変等々したりする期間の医療的な援助や支援というのは、実態としてはないんじゃないかと。若い人で健康な人なら、その期間は例えば回復して元気に戻るといって、こういうことになるかと思いますが、そのうちの何人かの障害のある人や、体調の悪い人が命をなくすと、こういうことさえ起きているわけですので、その期間の医療的な助言というんでしょうか、そういうものの仕組みというのがあるのかないのか。そして、市として、そういうものをなぜつくろうとしないのか。私とすれば、この4,000万円ものお金を使って遊具を作るよりも、そういう命を守るというほうが、国がよこしたお金の性格からいっても、妥当ではないのかと。そういうことをやらずに、遊具をやるうなんていうのは、市長の姿勢というのは批判されてしかるべきじゃないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） 職場等でのキットの活用ということでございます。こちらにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、例えば発生した職場のところとか、そういったところでの活用というのは十分今後も行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（斎藤伸彦君） 私からは、健康に不安を、コロナの感染に不安を感じる方の無料検査ができる体制は今現在も続いておりまして、市内ですとヒカリ薬局さんのほうで無料検査が引き続き続けられております。

また、自宅療養中の期間の対応はということで、最新のニュースでは、10日間が7日間というようなニュースも出ていますが、市で無料配布している検査キットで陽性になった場合も、県のほうに陽性者としての登録をします。登録した場合は、保健所からの安否確認といたしますか、病状確認等の電話が入ることになっていきますし、陽性になった段階で一度連絡がいったら、食料品が必要ですかというような確認もしているところなんです。そういう面では、体調が悪くなった場合は、保健所に患者さんのほうから電話して、対応を尋ねるということもできる体制となっております。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 私からも若干補足いたします。ここは大切なところなので、念のために申し上げます。

若くて症状が軽くて、基礎疾患を持たずに、かつインターネットの環境がある人に限って自宅療養という、こういった手法、対応方策を講じることになっております。これは限られた医療資源を効率的に回す。それによって、本当に治療とかが必要な人、場合によっては、コロナ以外でも、普通の病気でも、ちゃんと治療が受けられるようにするということで、医療の負荷を軽減する方策でございますので、この辺については、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） いろいろ御苦労さまです。ありがとうございます。

先日の伊豆新聞の報道によりますと、私の記憶ですと、最高はたしか41人、8月だったかと思いますが、41人感染したという報道が出されてきたと思うわけですが、1日に41人も感

染者が出たということになると、この対応はどういう具合にその保健所は進めたり、市はその人たちに一定の支援をしたりということになるのか。そこら辺をこういうサイクルで、こういう支援になっていますんですよ、恐らく41人も出たら、保健所の体制だって、電話をかけるにしたって、調べるにしたって、この人のさらに濃厚接触者を含めて、本当に調査が行き届くような形になるのかなと。実態は放置されて、お医者さんからの報告が41人あったということだとどまってしまうんじゃないのかなというような勝手な心配をするわけですけども、そういうときに、41人も出たときに、どのような仕組みで進んでいくというのが分かるように

議長（滝内久生君） 1分前です。

13番（沢登英信君） ちょっと御答弁をいただきたい、教えていただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（斎藤伸彦君） 1日に大変多くの陽性者が出たことが実際にありまして、それは8月のお盆の後、20日から23日ぐらいの間が一番のピークだったかと思います。

議員のおっしゃるとおり、全国的に保健所がそのときには大変疲弊して、大変業務も追いつかないというようなニュースも聞いています。その中で、保健所のほうは、基本的には全件に電話というよりか、携帯のショートメールでの確認と連絡をしまして、その中で、特に容体が心配であったり、相談があるよという方についての個別の相談は保健所で受けているというふうに承知しています。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

あと30秒です。

13番（沢登英信君） 実態としては、高齢者の独り暮らしの方、そういう方が自宅で1人で亡くなっているというようなことの報道が多いかと思うんですが、そういう現状というのは、この下田市の実態の中にはあるのかなのか、最後、お尋ねしたいと思います。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（斎藤伸彦君） コロナに感染して死亡した方についても、保健所が公表しております。下田の場合は、8月の20日に1名の方の死亡が発表されていますが、病院で亡くなった方との発表になっております。お独り暮らしで自宅でコロナで亡くなったというものは把握いたしておりません。そういう現状です。

議長（滝内久生君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで、2時20分まで休憩します。

午後 2 時 3 分休憩

午後 2 時 20 分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位 3 番、1 つ、部活動地域移行について、2 つ、ヤングケアラーに対するその後の進捗状況について。

以上 2 件について、4 番 渡邊照志君。

〔 4 番 渡邊照志君登壇 〕

4 番（渡邊照志君） 清新会の渡邊です。議長の通告により一般質問をさせていただきます。

1、部活動地域移行について質問させていただきます。

文部科学省は2020年9月、公立中学校の休日の部活について、23年度以降運営主体を地域に移す方針を決定しました。

外局のスポーツ庁は、運動部活動の主体を学校から地域社会に移す改革を2023年から25年の3年間で集中的に推進することを市町村の自治体などに働きかけることとなりました。

3年間をめどに休日の運動部活動を地域活動に移行していくことで、子どもたちがスポーツを継続して親しむ機会を目指すとともに、教師の業務負担を補うためとしています。

ちょっと古いんですが、文部科学省が2016年、勤務時間を調査した結果、中学校の教師の6割近くが「過労死ライン」の月80時間以上の残業をしていたといいます。精神疾患を理由に休職している教師も、当時、年間5,000人に上り、大変な職場の1つとなっております。

なぜ先生はそんなに忙しいのかの質問に、まずは授業時間の増加と部活動の指導が挙げられます。調査の年度は、これも同じく16年度となりますが、10年前と比べ中学校では1週間の勤務時間が5時間増えていました。休日の部活動の指導時間も倍増し、さらに今となっては、いじめやコロナ禍の対応などにも時間を取られています。

ただし、これだけ残業が増えても教職員給与特別措置法では、基本給の4%を上乗せする代わりに、特別なケース（修学旅行、災害対応等）を除き、残業代は支払わないとしております。授業準備やテストの採点、当然部活動指導などには特別なケースには該当せず、幾ら働いても残業は出ません。

2019年には授業準備や部活動も含めた残業時間を「上限付き45時間」とする法改正が行われましたが、残業に対する見直しはされませんでした。

ここで、1つ、リアルな事例を紹介します。運動部ではありませんが、一例として紹介させていただきます。

北関東の公立中学校で計11年間教員生活を送っていた30代の夫は、この春、職場を小学校に変えました。吹奏楽部の顧問を続けることが難しくなり、異動を希望していました。「育児に関わるのは私だけ。部活で家族が犠牲になるのはおかしい」妻百合子さん（仮名）は1歳から5歳の息子3人の子育てに追われる中、ずっと悩んでいました。夫は吹奏楽の経験はなく、学生時代は運動部に所属していたが、校内でただ1人の音楽教師のため、顧問を任せられました。

コンクールや地域の演奏会が毎月のように入っているため、オフシーズンはない。日々の練習を欠かせば演奏の息が合わなくなるといい、平日は朝練習で午前7時前に自宅を出、放課後は部活動が終わり、生徒が学校を離れてから授業計画の作成や学級担任として保護者対応などがありました。夫が帰宅したときには息子たちは眠りにについていることが多かったといいます。

「子どもたちに当たるのはやめて」ふだんは面倒を見ない夫が強い口調で子どもたちに接したことをきっかけに、夫婦げんかもしばしば。次第に夫婦の会話も減っていきました。最終的にこのままでは家庭崩壊につながるのとこのことで、夫婦で話し合い、部活動のない小学校に異動希望を提出し、翌年春から小学校に転勤したとの記事でした。

私も多くの先生方と知り合いがありますが、何人かの夫婦が離婚したと聞いております。本人は生徒たちのためと一生懸命部活動を頑張っていたつもりでしたが、やはり大会が近づくと、土、日曜日でも休まず、部活動をしていたため、特に核家族の夫婦にとっては家庭のことには関われなかったことが大きな原因の1つだと聞いております。

平日は2時間以内、休日は3時間とし、1週間の休養日を2日以上（土日のいずれかを含む）とするガイドラインを全国に通知しました。

下田の中学校においては、水曜日と土日のどちらかを休みにして、週5日間部活動を行っているそうです。

学校部活動の改革スケジュールの23年度は、休日の部活動の段階的な地域移行を開始予定。可能な地域では平日の地域移行も並行して進めるといいます。

25年度末までに休日の部活動の地域移行に向けた推進計画を全都道府県で作成、この3年間を「運動部活動の改革集中期間」としています。

下田においては、下田中学校は開校され、陸上の短・中・長距離の部活が地域のクラブに

移行され、先駆けとして話題を呼びました。

そこで、お伺いします。

半年後に迫ったこの改革案に対して、市当局ではどのような考えをもって進めていくのか、次の点についてお伺いします。

1つ、教職員の部活動の実情について、いかに把握しているのか。2、移行先の選定について。3、指導者の選考方法について。4、指導者の資格の有無について。5、移行先、及び指導者の学校との関わりについて。6、クラブ顧問と指導者の意思疎通について。

以上、半年先の課題で、回答まで期間が少ない中、下田ではなかなか難しい課題ですが、よろしく御回答をお願いいたします。

次に、ヤングケアラーに対するその後の進捗状況について質問させていただきます。

昨年6月に質問させていただきましたヤングケアラーについて、その後の進捗状況について、再度質問させていただきます。

まず、ヤングケアラーの定義とは、「家族にケアを必要とする人がいるために、家事や家族の世話をしている18歳未満の子ども」のことです。

当時、ヤングケアラーという言葉や意味を知らない方がたくさんいたと思いますが、今ではマスコミにも取り上げられ、ほとんどの方が知ることとなりました。

当時、ケアラーに対する私の様々な質問に対し、福祉事務所、学校教育課より回答いただきました。昨年の一般質問より1年2か月過ぎたとき、私がなぜこのヤングケアラーに対し進捗状況を質問するかの理由の1つに、たまたま昨年、この問題を取り上げた後に、議会事務局を通じ、市内の方から「私の息子はヤングケアラーです」というファクスを頂きました。

この家庭ではお母さんが障害者で、御自分では文章も書くこともままならないようで、その後の私とのファクスのやり取りについては、いつも最後には代筆介護者と書かれておりました。初めはその代筆の介護者というのがヘルパーの方かと思いましたが、最近のファクスで、介護者が子どもさんという形の情報をつかみました。この息子さんがケアラーだったのです。その後、県障害者特定支援事業所オリブの方から、この家庭の様子を電話で伺いました。詳細は控えますが、大変苦労しているとのこと。1日でも早い何らかの支援を心待ちにしているとのこと。それを受けて、進捗状況を聞くに至りました。

まず、福祉事務所からは、昨年は子ども自身が誰にも相談できず、また、表面化しにくく、相談や支援が難しい問題であると思います。一般の方にもあまり認識されていないことと、行政の支援窓口が明確でないことも課題であり、現在、国のほうでも、政策や制度をつくり

直しているところです。

下田福祉事務所においても、この問題について取り組む必要性を感じており、福祉サービス機関と民生児童委員などから情報をいただき、現状を把握したいと考えており、ヤングケアラーという言葉の認知度を上げていくために、各機関、部署と検討していきたいとの回答でした。

また、学校教育課のほうからは、ヤングケアラーの問題は教育現場でも今後実態把握と支援を進めなければいけない問題です。学校では児童生徒の心の悩みや不登校、虐待を含む家庭の問題など丁寧に把握し、支援するよう努めております。障害や病気のある家族の介護や世話といった問題は児童生徒が1人で抱え込み、悩んでいる可能性もあることから、教職員にヤングケアラーについて周知するとともに、アンケートの実施、児童生徒の相談窓口の周知などの取組を進め、この問題は福祉事務所との連携が不可欠であることから、把握したヤングケアラーについての情報を福祉関係機関につなぎ、適切な支援を受けることができるよう努めますとの回答でした。

以上が昨年私の6月のヤングケアラーの質問に対する回答でした。

その後、どのように進んできたのか、まだ新たな政策がなされていないのか、その進捗状況についてお伺いします。

また、静岡県においては、「静岡県ヤングケアラーに対する支援策」を検討するため、県内全域において「静岡県ヤングケアラー実態調査」を実施しました。幅広く調査を行うため、小学校5、6年生498校、全中学校290校全学年、義務教育学校1校全学年、全高校138校全学年にアンケートを実施し、927校のうち913校、23万5,458人の回答を得ました。調査期間は令和3年11月24日から令和4年2月3日まで、調査の方法は「ヤングケアラー実態調査票」を各学校に送付し、学校を通じて児童生徒本人が回答し、各学校を通じて県が回収しました。

結果については、学校を通じて全て回収をしたため、下田市の児童生徒の状態はいかなる結果だったのか、教育委員会では把握できなかったと聞いております。

このアンケートの結果が「静岡県ヤングケアラー実態調査の概要」として令和4年6月、静岡県健康福祉部と、こども未来局こども家庭課より発表されました。この回答では、およそ全体の22人に1人が家族のケアをしているとの結果が出ております。

その中の子どもたちの主な意見についてを紹介してみたいと思います。

まず、ケアに対する意識の結果、1、学校生活などへの影響・負担について。

母子家庭のため、家事など負担することはしょうがないことだと思っておりましたが、アン

ケートにより、自分がそのことをどう思っていたかを自覚することができました。(中学1年生女子)

家族のためにやることはいいことだけど、たまには休息が欲しい。(中学1年女子)

進路変更がつかった。(高校3年男子)

欠席扱いとなり進級に影響する。学校の理解がない(高校3年男子)

2、やりがい・当たり前行動について。

お母さんが大変だから特にきつくない。(小学校6年女子)

自分が少しでも母の役に立てればと思っているので、特につらさはありません。(中学1年女子)

家の方針で家事や兄弟の世話は当たり前となっています。(高校3年女子)

ケアを必要とする家族の状況については、妹が障害を持っているので世話をしている。

(小学校5年生男子)

僕は病気の母のためにいろいろやってあげている。お父さんにアルコールやギャンブルをやめてほしい。(小学校6年生男子)

障害のある弟の面倒を見ているが、幸せだからきついとは思わない。(中学2年生男子)

ヤングケアラーに必要だと思う支援・要望について。

1、支援について。

ヘルパーさんのような人がいてくれるとありがたい。(中学2年女子)

金銭的な支援が欲しい。(中学3年女子)

2、相談場所について。

相談する場所を増やせばいいと思う。(小学校6年生男子)

身近に簡単に相談できるようスマホでのアプリ、サイトがあると、あまり直に話さなくても相談ができると思う。(中学3年女子)

ケアをしている人同士で交流したりして「私だけではない」という意見を持たせることも大事なのかなと思った。(高校3年生男子)

3、ヤングケアラーの理解について。

もっとヤングケアラーのことを知ってほしい。ヤングケアラーの授業をしてほしい。(中学2年女子)

もっと地域や市からの支援をしていくことが必要だと思う。(中学3年女子)

4、積極的な支援について。

1人で抱え込んでしまい精神的にきつくなってしまう人が多いと思うので、悩み事を聞くことがよいと思う。(中学2年女子)

以上がこのアンケートに関わった子どもたちの意見です。

また、本年7月8日に県健康福祉課へ連絡したところ、担当者の回答は、ヤングケアラーに関しては、具体的にはどのような支援ができるのか検討している段階です。最終的の支援策は市の政策になるとのことでした。よって、これらの結果を踏まえ、御回答をお願いします。

以上です。

議長(滝内久生君) 当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長(山田貞己君) まず、数々の教職員の勤務実態への御理解ありがとうございます。

改革案に対する考え方ということで、私から、まず御回答申し上げたいと思います。その後、ヤングケアラーの件についてということで。

部活動につきましては、生徒の自主的、主体的な参加、また、学習意欲の向上や責任、連帯感の涵養に資するものというようにありまして、学校教育の一環として、学習指導要領に規定された活動で、生徒にとってはスポーツ、文化等の活動機会が得られるとともに、教科、学習とは異なる集団で活動することによって、人間形成のよい機会にもなっています。

教員の長時間勤務の要因や、指導経験のない活動の指導にどうしても当たらなければならない等の大変さとか過大さがありますけれども、教員の献身的な勤務によって支えられているというのが実情でもあります。

運動部活動の地域移行に関する検討会議からの提言では、渡邊議員のおっしゃるように、休日の移行の目標時期を令和5年度の段階的な開始から3年後の令和7年度末とすること。それから、令和5年度からの3年間を改革集中期間として位置づけて、全ての都道府県において、具体的な取組やスケジュール等の推進計画の策定をし、それを基に各市町村においても同様に進めていくというふうにされております。

また、地域の受け皿となるスポーツ団体等の整備充実や、スポーツ指導者の質、量の確保、そして、方策、会費等、課題になっている事項の在り方を示す運動部活動の在り方に関するガイドラインの改定が予定されております。また、運動部に限らず、文化庁もスポーツ庁と足並みをそろえるというふうにしております。

今後、このガイドライン等を基に、御質問いただいた項目を含めて、これまで学校が担っ

てきた役割に代わる受け皿として、地域がどのように担うことができるのか。下田中学校も統合初年度ということもありまして、スタートしたばかりの部活動の活躍ぶりもじっくりと見守りながら、教員の意識、また、生徒、保護者のニーズを参考に、関係各課、学校、関係団体との協力、協議を進めていきたいと考えております。

部活動の実情等については、後ほどまた担当課長から申し上げます。

続いて、ヤングケアラーにつきましてでございます。

ヤングケアラーにつきましては、成長著しい時期である義務教育において、子どもたちの健やかな成長を守る意味でも、大変重要な課題であると考えております。子どもたちが抱える負担は実に多岐にわたっております。そのため、当該児童生徒の生活において、学習や友人関係に支障が出たり、自分の健康状態に影響が出たりすることが懸念され、生徒指導上出現する様々な状況把握の中から、この実態が見えてまいりました。潜在の実態が浮き彫りになったということです。

渡邊議員からの報告にありました子どもたちの意見のように、子ども本人としても、ケアを受けている家族としても、ヤングケアラーと位置づけられることが、果たして適切なのかの戸惑いも見られています。家族の状況によって捉え方も様々です。

そんな実情を踏まえて、今後の方策の基本的な押さえとして、児童生徒の多様な問題傾向の中には、その問題発生の要因の1つとして、このヤングケアラーが潜在している可能性もあるということを指導者、そして、大人が認識する必要があります。現在、いじめ、それから不登校、虐待等に対応するために、生徒指導関係の対策協議会が随時行われています。専門家も入っておりまして、必要に応じ早い段階でケース会議も開催して、子どもや家庭の置かれている状況を共有し、個々に応じた支援に結びつけています。

今後、この協議の場に、ヤングケアラーについての情報交換も含めながら、これまで進めてきた体制の精度を一層高めていくという考え方で、関係諸機関とともに実態把握と解決につなげてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、この後、担当課長から、それから、福祉事務所長から申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、部活動の地域移行の関係、それから、ヤングケアラーに関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、部活動の地域移行につきましては、現在下田中学校では、地域部活動として開設し

ている競走部を含め、運動部12部活動、文化部3部活動、合わせて15部活動を開設しており、教員29名のうち、校長、養護教諭を除く27名が顧問、副顧問として指導に当たっております。顧問教員の配置は、男女卓球部、軟式野球部の3部活動では、顧問1名と兼務の副顧問1名、その他の11部活動では、顧問、副顧問を1名ずつ配置し、地域部活動として開設した競走部につきましては、学校との連携役として教頭を配置しております。

部活動の活動時間等は、下田市部活動ガイドラインに基づき、水曜日及び土曜、日曜のいずれか1日を活動休止日とした週5日間、平日2時間程度、休日は3時間程度としています。実際の平日の活動時間につきましては、おおむね開始が15時50分、終了が3月から9月までは17時15分、10月から2月につきましては16時15分となっており、朝練習は実施していない状況でございます。

また、移行先の選定、指導者の資格や選考方法などにつきましては、今年度、改定が予定されているガイドライン等を参考に、学校、体育協会や競技団体、生涯学習課などによる組織を立ち上げ、協議、検討を進めていく予定でございます。

次に、ヤングケアラーに関する学校教育課における対応状況についてでございます。

1点目は、教職員への周知についてです。

これまで国、県から通知や資料の配布などを通し、ヤングケアラーの概念等について周知を行ってきました。今後、さらに理解を進めるため、福祉事務所で計画をしている研修会への教職員の参加、及び各校の生徒指導主任を対象とした研修会の開催を予定しております。

2点目は、小中学校児童生徒の実態把握についての取組です。

本年度、各校で行ういじめや生活に関するアンケートにヤングケアラーに関する項目を設け、10月までに実施をすることとしております。このアンケート結果を参考に、ヤングケアラーの心配のある児童生徒を把握し、支援につなげることができるよう対応を進めてまいります。

3点目は、相談窓口の周知です。

本年7月、電話、LINEにより対応する県のヤングケアラー相談窓口が開設され、チラシやカードを配布し、周知を行っております。また、生徒児童ができるだけ相談しやすい仕組みをつくる必要があると考えており、児童生徒に配布されているタブレットを活用し、相談につなげられる仕組みの検討を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

学校教育課長（平川博巳君） 私からは、地域移行に伴う指導者の現状対応について答弁をさせていただきます。

今後の部活動の地域移行に向けて、地域の実情を把握するため、体育協会及び中学生以下が所属しているスポーツ団体に指導者の有無などの調査を実施いたしました。まだ回答をいただいていない団体もありますが、資格保持者が1人、または、いない団体も少なくありません。そのため、スポーツ指導者の育成も含め、総合型地域スポーツクラブの設立など、今後、部活動の在り方に関するガイドラインの改定内容を踏まえつつ、新たな子どもたちのスポーツ活動を推進するための施策に取り組みながら、運動部活動の地域移行に対応できる体制づくりに努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（芹澤直人君） 私のほうからは、ヤングケアラーに関する御質問にございました関係部署が連携した取組の進捗状況等についてお答えをいたします。

まず、連携体制でございますけれども、学校教育課、市民保健課、福祉事務所の3課で情報を共有し、相談から支援につなげる体制を整えました。

ヤングケアラーは、家庭内の状況や子ども本人の負担がどれほど重いのかなど、実態を把握することが困難であることや、その世帯に対して多岐にわたる支援が必要と推察されることから、思い悩む子どもたちに早く気づき、助けを求める声を聞く機会をできるだけ多く用意するとともに、相談を受けたら、個別の事情に応じた適切な支援につなげることが必要となります。このため、学校教育課、市民保健課、福祉事務所のそれぞれが相談窓口となり、ヤングケアラーの把握に努めるとともに、情報を相互に共有することで、その家庭に合った支援サービスに即時につなげていくよう、協力連携をまいります。

この3課の協力連携、情報の一元化には、要保護児童対策地域協議会に倣い、福祉事務所が統括的な立場で関わることとなりますけれども、今後も3課で協議を重ね、先進事例も参考にするなどしまして、より実効的な体制となるように努めてまいります。

そのほかの取組といたしましては、7月から8月にかけて、小中学校と連携した啓発チラシ等の配布を行いました。ヤングケアラーについて関心を持ち、正しい理解を深め、困っていることを解決する手だてがあるということについて、広く周知することが必要となりますので、今後は子どもの年代に合った内容の広報ツールの配布のほか、静岡県のコーディネーター派遣制度を活用した民生児童委員等、地域の方に向けた研修事業など、独自の啓発の方

策も進め、当事者だけでなく、周りの子どもたちや地域の大人にも向けた啓発の拡充にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 部活動に関する御回答は、まずはありがとうございました。

下田市にはこの地域移行は大変難しい問題だと思います。また、ガイドラインの改定ができない前での質問になりますが、1、部活動の地域移行についての回答では、今後、様々な事項の在り方を示す運動部活動の在り方に関するガイドラインの改定がなされるということで、それがある程度示されてから、市は政策を示すという考えと受け取りました。

ただ、静岡市を例にとってみますと、既に静岡県で静岡市の部活動の活を取って「シズカツ」と銘打って、委員会を立ち上げ、活動を始めており、指導者の選定については、技術だけではなく、生徒の指導や資格の有無などの議論をしているとのこと。

下田市においても、先ほどの回答にもありましたが、あと半年もすれば立ち上がってくるこの問題について、早期に委員会を立ち上げて、前もって検討できる事案については、話し合っていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

2、指導者の資格がない団体が多いとのことでしたが、県のほうでスタートコーチという資格を取れるあれを設立、新設をしました。講習はオンラインのみで19時間、受講料は1,980円、登録料、ちょっとかかりますが1万3,000円だと聞いております。この件に対して補助ができないでしょうか。

3、指導者を探す上で、やる気のある若い先生に対し、地方公務員法で公立中学校の教員は兼業を禁じられていますが、任命権者、例えば教育長、校長の許可があれば認められるといいますが、その考えはいかがでしょうか。

4、定年退職をした部活動経験者の先生の活用も重要であるといえます。ある程度、父兄とのコミュニケーションを取ることもし、学校職員の大変さも理解できているので、選考の一助となるのではないのでしょうか。お伺いします。

5、下田市においては、スポーツクラブと名のつく団体が少ない。まず皆無じゃないかと思っております。生涯学習課長より回答のあった総合型地域スポーツクラブの設立については、大いに期待するところであります。その概要について、分かる範囲で結構ですが、説明をお願いします。

以上、改めて質問します。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、部活動の関係でお答えをさせていただきます。

まず、早期に委員会を立ち上げて、検討すべきではないかという御提案をいただきました。現在、学校教育課、生涯学習課、それから学校におきまして、現状の把握であったり、選考事例の調査であったりを進めているところでございます。

今後、そのガイドラインの改定を待つということではなく、検討組織の早期立ち上げに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

それから、教員の兼業につきましてでございます。

休日の部活動に従事することを希望する教員につきましては、地方公務員法や教育公務員特例法等の規定に基づきまして、教育委員会の許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能とされております。教員の申請によりまして、教育委員会が兼職兼業の許可を行うに当たりましては、学校運営への影響でありましたり、教員の健康管理の観点でありましたり、そういったものにも十分留意して判断することとしております。

それから、部活動経験のある退職教員の活用という部分につきましては、受け皿となります運営団体及びその指導者の確保という課題に対しまして、そういった退職教員の活用も有効な取組の1つであると考えております。

今後の協議、検討の中で、その運営団体と退職教員とのマッチング等の仕組みについても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

学校教育課長（平川博巳君） それでは、私からは、指導者のその資格の取得に伴う受講料等への補助ということですが、ただ、そちらに関しては、今後、また設立予定の協議会等で検討していきたいというふうに考えております。

もう1点の総合型地域スポーツクラブということですが、こちらはもう総合型スポーツクラブということで、いろんなスポーツが経験、今までですと、1つのチームだと1種目というのが、いろんなのが経験できるよというところはメリットだと思いますので、非常にそういうふうな設立がよいのではというふうに考えているんですが、県内下では、概要など細かいことはまだ定まっていないような状況となっております。

今回、うちのほうで委嘱しています地域おこし協力隊の活動内容の1つに、この設立というのが位置づけられていますので、今現在、ちょっとスポーツ合宿だとか、大会の誘致で非

常に頑張ってくれていますので、そちらのほうと調整をしながら、関係者で取り組んで、設立に向けて準備をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） まずは、土日、休日の関係を1日、土日の関係で先生方が大変なもので、その辺のところを1日3時間の関係でとありますけど、それを地域へと移行したいと。それが進んでいけば、放課後のやつも全部という形になると思うんですけど、まず、土日を含めた休日の指導に関しては、自分が思うには、現在、有志というんですか、ある程度子どもたちのために無償でやっている団体もあるみたいなんです、実際のところ。例えばバレーボールにしてみても、要するに、自分がバレーを好きなもので、学校が終わった後に、週に2回ぐらいなんですけど、学校の体育館へ集めて指導をしていると。指導といっても、なかなか若い先生の、優秀な先生の例えば指導に関しては、なかなか追いつかないところもありますよね。ある程度、年齢のこともありますし、20歳、30歳のばりばりの先生が考えていることと、今までずっとやってきて、40年でやってきた方法とは大分違うかもしれないんですけど、教員の働き方の関係で、そここのところを補ってやるという形になれば、そう細かくしなくてもできるんじゃないかと。要するに、つなぎとして、子どもたちを見てやるよ、見てやりたいという形の方が結構いますもので、その辺のところもまた考えの中に1つ入れてもらえればありがたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、ヤングケアラーの関係なんですけど、教育長、ありがとうございました。まず、昨年の回答に比べ、発展的な回答をありがとうございました。

ヤングケアラーに関しては、大変難しい問題です。ケアラーの悩み事について、ケアをしている児童生徒は学校を遅刻し、早退してしまう。宿題、勉強をする時間がない。睡眠が取れないなどを訴えることが多いと思いますが、先ほどの統計を見てびっくりしたんですが、家族のためにケアをすることが当たり前と。それとか、負担にならないと思っている児童生徒が70%、これだけ多くの子どもたちが、要するに、うちのためにやるのは普通だと。そんな苦痛にならないよという形のものの数字が出たのに関しては、大変驚きました。回答の中に様々なケースに応じた支援、サービスに即時につなげていくように、協力連携をしていくという言葉いただきました。

福祉事務所長からは、当時、ヤングケアラーの問題について取り組む必要を感じており、また、ヤングケアラーという言葉の認知度を上げていくための検討をしていきたいというの

が1年2か月前の回答でしたが、今回の回答では、学校教育課、市民保健課、福祉事務所の3課で情報を共有し、相談から支援につなげる体制を整え、それぞれの課の職員がヤングケアラーを理解し、この3課がそれぞれ相談窓口になり、その家庭に合った支援、サービスにつなげていけるよう、協力連携をするという回答をいただきました。

また、小中学校にケアチラシの配布を実施し、ケアラーに対する正しい関心、理解を高めるため、様々な啓発活動を子どもたちだけでなく、地域の大人に向けても発信することを取り組むとの回答を得、心強く思っています。

教育長からは、児童生徒本人としても、本当にこのとおりなんです、ケアを受けている家族としても、ヤングケアラーと位置づけられることが適切か否か、本当に難しいところですとの回答をいただきました。教育長がおっしゃっているとおり、本人が自覚していても、家族から他言をすることを止められていることも考えられます。そのために、児童生徒の一挙一動を指導者、大人が見逃さないように注視する必要があると思います。

8月4日のSHKさんの番組で、教育長がヤングケアラーについて熱く語っていたことが印象的でした。ありがとうございました。

学校教育課長からは3つの回答をいただきました。今後、ヤングケアラーのさらなる理解のための研修への職員の参加、各校の生徒指導主任の研修会の予定、それに加えて、ヤングケアラーに関しても、アンケートに加えて調査をしていただけると。10月頃にはこれを行いたいという形のをいただきました。それに関しても、やっぱり地元として、そういう実際の形態、今、どんな形になっているかというのはつかまえておくことも大変必要だと思いますので、ぜひその辺の結果は、先ほどの県の関係は全部返しちゃって、県のほうで回収しましたもんで、全然残っていないという形ですから、ある程度、その辺のところを教育委員会のほうでつかまえておいてもらえればなと思っております。

それと、各学校で行うアンケートにヤングケアラーの項目の今の話ですね。それとタブレットを活用し、相談につなげる仕組みの検討、そういった形のを教育委員会、福祉事務所が連携し、また、市民保健課も一緒に、ヤングケアラーに対し確実に様々な取組、政策を考えていただいていることは十分評価できます。様々な生活を考えていただいていることは十分評価しています。

最後に、ヤングケアラーに関して授業をしてほしいという、先ほどの2年生の言葉がありましたが、ケアラーの児童生徒一人一人が認識を確認するためにも、ぜひこの授業をしてほしいと思います。その授業を学校のほうでもらって、ヤングケアラーとはこういうもの

だよという形のを子どもに言っていただければ、もう少し、下手をすると、下田はパーセンテージが上がるかもしれないですが、ぜひその授業をやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 教育長。

教育長（山田貞己君） ヤングケアラーに一石を投じていただいたことを非常にありがたいなというふうに思います。

ヤングケアラーに関する授業ということで、今、御意見ございましたけれども、このことについては、ヤングケアラーに該当をしていなくても、ヤングケアラーという言葉の曖昧な捉え方が独り歩きしないように、全ての子どもたちにやっぱりアプローチは必要であるというふうに考えています。

今、お話ありましたけれども、ヤングケアラーに特化した授業が、現在のカリキュラムの中でも年間計画が立てられていますので、そのカリキュラムの中で可能かどうか、設定できるのか、各学校の実態に即して進められることだというふうに思いますけれども、今の道徳の教科化がされているわけで、特別の教科、道徳の中で生かす1つの教材として設定して、実施していくことなども1つの方法というふうに考えられると思います。

道徳ですと、発達段階に応じて違いますけれども、主として、自分自身に関すること、人との関わりに関すること、社会や集団との関わりに関すること、その中で、例えば親切、思いやり、感謝、相互理解、勤労の精神、家族愛、家庭生活の充実、よりよい学校生活、よりよく生きる喜び、年間を通して指導すべき内容項目決まっていますが、そこにこの授業者がヤングケアラーというものをどう関わらせていくか、学級の状態によって異なってくると思います。

ただ、学級の実態によっては、控えなければいけないという判断もあろうかと思えますけれども、そんな周知も含めて、一番近くの現場でこの大きな、しかも繊細な問題に直面している教師、それから授業者が指導する上での戸惑いを払拭する、そのような内容もあって、先ほど課長が申しあげましたヤングケアラーに絞った研修会、これも設定しております。その研修の場で教職員への理解ですとか、周知、指導の仕方、授業での取扱い方、そんなことも方向性が見いだされるというふうに考えています。

補助のことについては、担当課より回答いたします。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 今のその授業に関してですが、授業をすることで、家庭でこういうことをしている生徒のことをヤングケアラーというんだよという形のものを分からせてあげることで、自分自身がケアラーと気づく第一歩となれば、効果があったことになると思います。それによって、ヤングケアラーに関しましては、早く気がついてやることが大事、必要だと思います。そして、どのような支援が最適か、市当局と相談してもらうことが、家族にとっても、ケアラー自身にとっても、一番の近道だと思います。

今回は丁寧な回答をいろいろありがとうございました。

これをもって一般質問を終わります。失礼します。

議長（滝内久生君） これをもって、4番 渡邊照志君の一般質問を終わります。

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後3時10分散会